

【目次】

第IV章 計画の実現に向けて……………105

1. 市民・企業（事業者）・行政の“協働”によるまちづくり…………… 105
2. まちづくりにおける役割…………… 106
 - (1) 市民…………… 106
 - (2) 企業（事業者）…………… 107
 - (3) 行政…………… 107
3. 実現に向けた取り組み…………… 108
 - (1) 市民まちづくりへの柔軟な支援…………… 108
 - (2) 実現のための方策実施…………… 112
 - (3) 都市計画マスタープランの運用・評価…………… 114
 - (4) 継続するまちづくりに向けて…………… 116

資料編……………119

1. 朝霞市都市計画マスタープラン策定経過…………… 119
2. 朝霞市都市計画マスタープランまちづくり委員会…………… 122
 - (1) まちづくり委員会設置要綱…………… 122
 - (2) まちづくり委員会名簿…………… 123
 - (3) まちづくり委員会開催状況…………… 124
3. 朝霞市都市計画マスタープラン地域別ワークショップ…………… 126
 - (1) 地域別ワークショップ参加者名簿…………… 126
 - (2) 地域別ワークショップ開催状況…………… 127
4. 朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討部会…………… 134
 - (1) 庁内検討部会設置要綱…………… 134
 - (2) 庁内検討部会員名簿…………… 135
 - (3) 庁内検討部会開催状況…………… 136
5. 補足資料…………… 138
 - (1) 地域区分の設定…………… 138
 - (2) 地域別ワークショップ活動報告資料（抜粋）…………… 139
 - (3) 地域データの比較…………… 142
6. 用語集…………… 152

第IV章 計画の実現に向けて

都市計画マスタープランの実現に向けて
まちづくりの推進方策を定めます。



1. 市民・企業（事業者）・行政の“協働”によるまちづくり

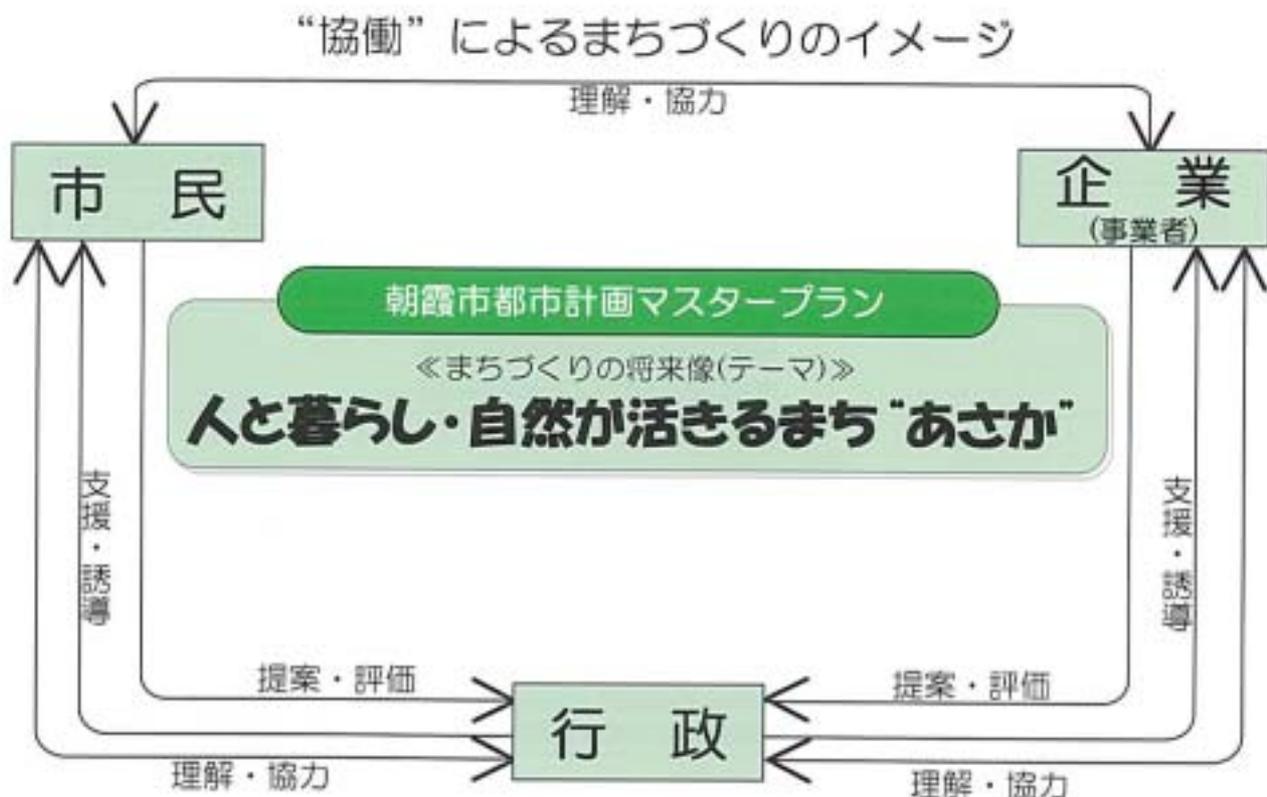
これまでのまちづくりの多くは、市街地の骨格となる道路・公園などの都市基盤や、土地区画整理事業に代表される面整備を中心に行政主導により進められてきました。

しかし、近年では急速に進む少子高齢化、高度情報化など成熟社会へと移行しており、市民の多様化、高度化するニーズ（需要）に対して、行政のみでその全てに対応することは不可能であることから、市民の主体的な協力が必要となっています。

そこで、都市計画マスタープランに基づくまちづくりの実現に向けた基本的な考え方は、本市の「将来像」に対する共通の理解と、まちの主体は市民自らの手で積極的に推進していくという理念のもと、まちを構成する市民、企業（事業者）、行政がそれぞれの立場で理解・協力し密接な連携を行っていく、すなわち“協働”によってまちづくりを実現し、これを永続的な取り組みとしていくというものです。

※協働とは

市民同士、あるいは、市民と行政などがそれぞれの役割分担のもとに、目的を共有し、協力・協調する取り組みのこと。



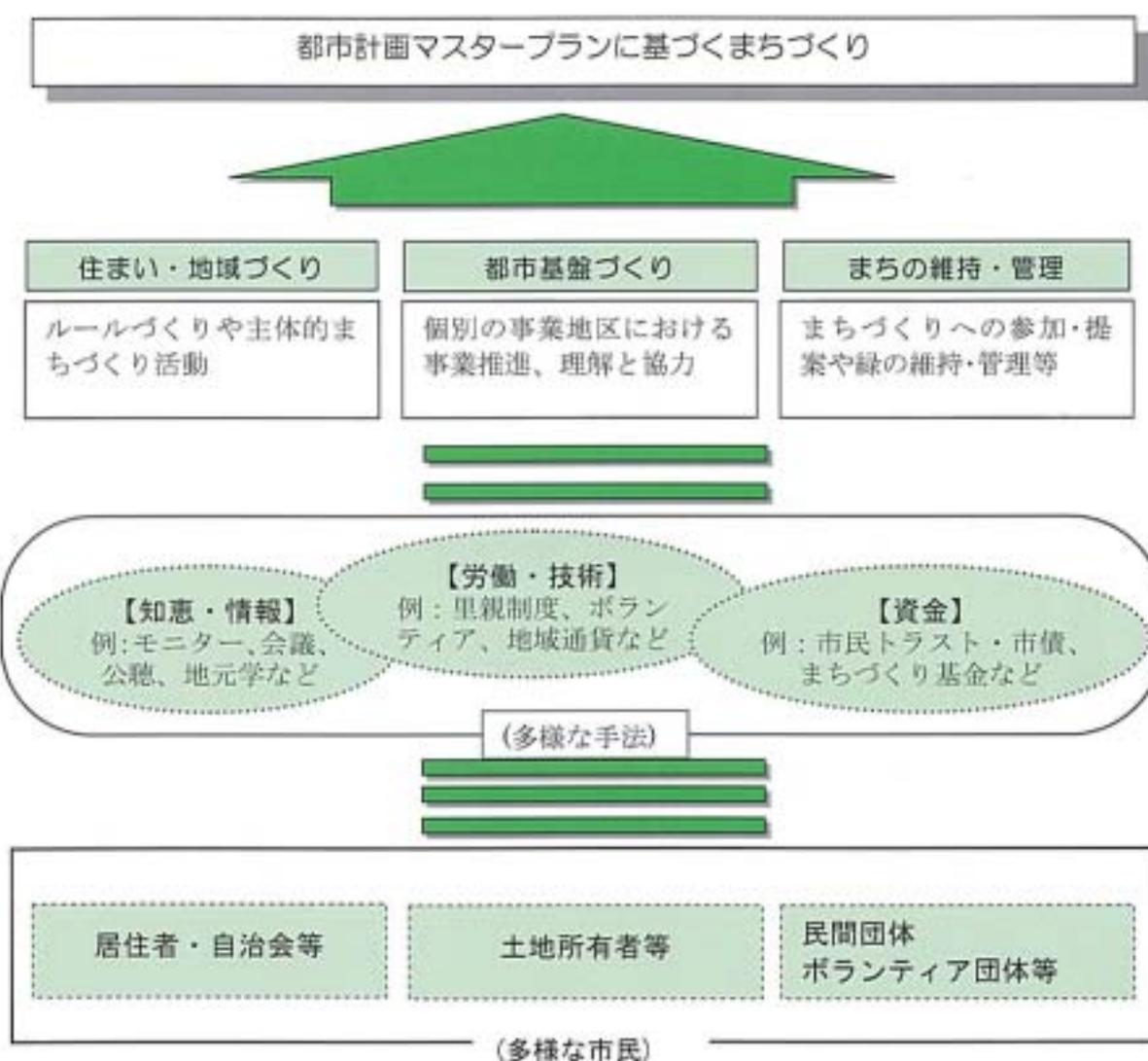
2. まちづくりにおける役割

(1) 市民

まちの主役はそこで暮らし、その場所を使う一人ひとりの市民であることから、自らの生活の場であるまちを安全快適なものとし、次世代により良い環境を残していくため、まちづくりの主体となっていくべき役割を担います。このため、市民は、行政情報の把握や取り組みへの理解を深めるとともに、それぞれの立場からより良いまちづくりにつながる活動へ積極的に実践・参加していくことが求められます。

また、行政や、企業（事業者）及びボランティア団体・NPO（民間非営利組織）等を含めて相互の理解と協力を深め、より主体的にまちづくりを進めていくことが必要です。

【市民主体のまちづくりへ向けた概念図】



(2) 企業（事業者）

本市で生産・経済活動を営む企業（事業者）は、まちの一員としてまちづくりに大きなかかわりをもっています。このため、企業（事業者）は、自らの生産活動の維持や発展に際して、その社会的役割や影響の大きさ等を重視し、社会面、環境面等、地域特性に十分配慮し、地域の特性やまちづくりに関するルール等に対する理解と役割を認識し、積極的に協力・貢献していくことが必要です。

(3) 行政

市は、市民・企業（事業者）との協働のもと、総合的かつ効率的なまちづくりを着実に実施していく役割を担っています。

このため、まちづくりに関する情報提供や市民参加の機会の提供等のほか、市民主体のまちづくり活動の支援等を推進していきます。

また、国・県・周辺市および関係機関との広域的な連携、調整のもとに、計画的で効率的なまちづくりを進めていきます。

【⇒行政の取り組みについては、第IV章-3で記載】



【朝霞市都市計画マスタープラン
地域別ワークショップ】

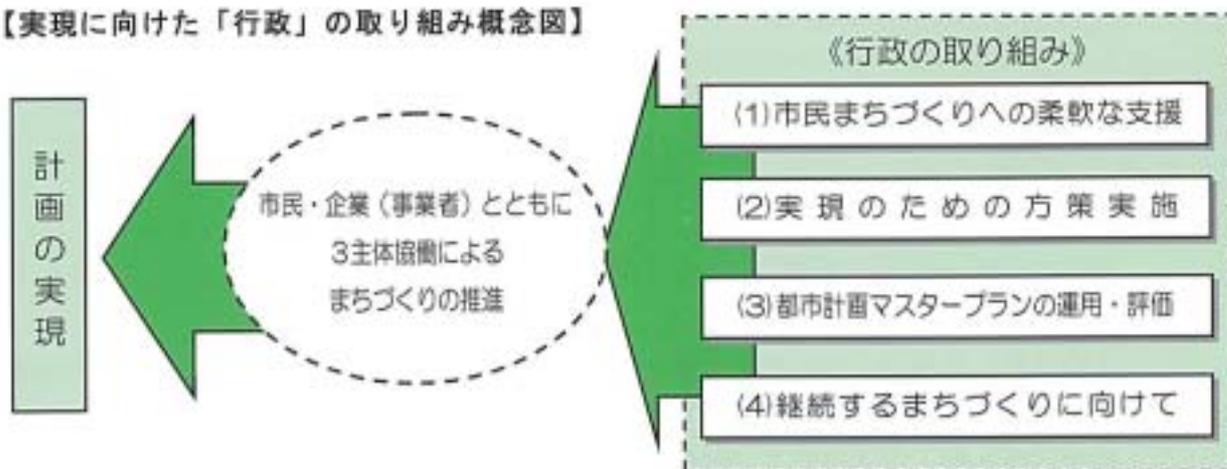


【朝霞市都市計画マスタープラン
まちづくり委員会】

3. 実現に向けた取り組み

市民・企業（事業者）・行政という3つの主体の役割分担による“協働”のもと、行政は以下に示す必要な施策の推進に取り組んでいきます。

【実現に向けた「行政」の取り組み概念図】



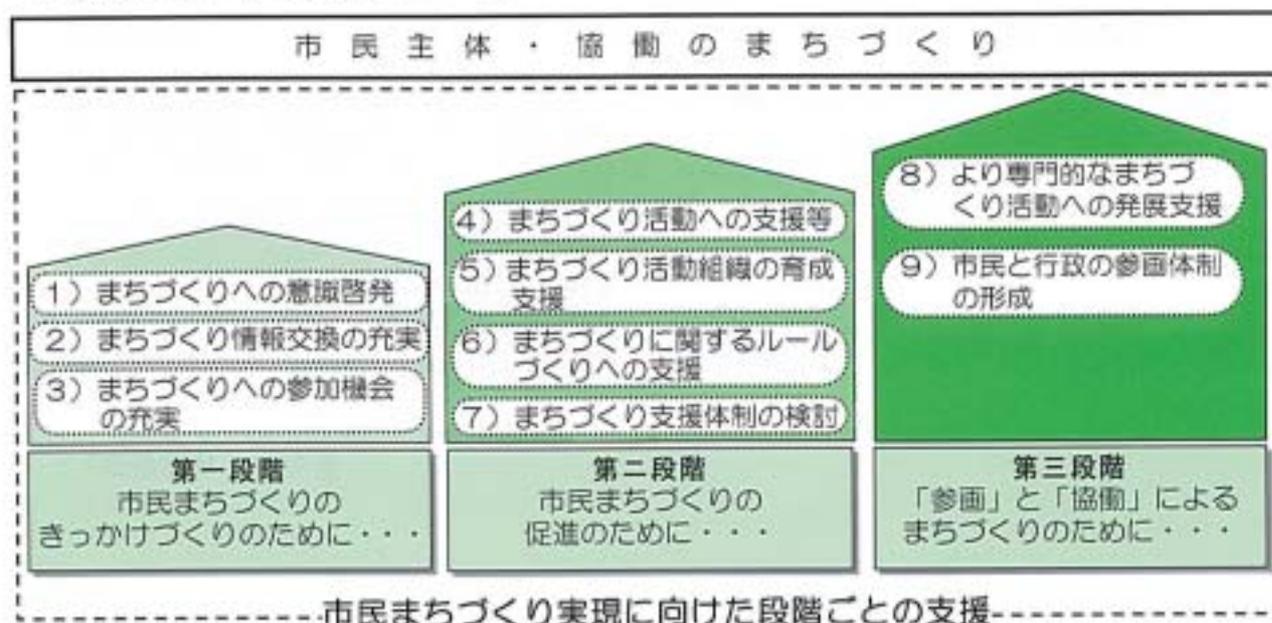
(1) 市民まちづくりへの柔軟な支援

① 基本的な考え方

まちづくりに関する情報発信・啓発活動や市民との意見交換の機会の提供、さらにまちづくりの具体化への誘導等、市民・企業（事業者）の主体的なまちづくり活動へとつながる支援体制の構築に努めていきます。また、市民まちづくりの熟度に応じ、各取り組みの段階にあった適切な支援の提供に配慮します。

② 取り組み内容

【市民まちづくりへの支援イメージ】



第1段階 市民まちづくりのきっかけづくりのために…

～様々なまちづくり活動に関心を持って頂き、まちづくりの輪を広げます～

1) まちづくりへの意識啓発

広報活動の充実や各種情報媒体を活用しながら、子供や高齢者にも分かり易く興味もてる形で、まちづくりに関する話題・情報提供や事例紹介を行うことにより、多様かつ市民自らの発意による主体的なまちづくりへの意識啓発に努めます。

また、学習機会の提供や次世代を担う子供層への意識啓発等により、まちづくりに関する人材の育成を図っていきます。

例えば…

- まちづくりに関するパンフレット等の発行
- シンポジウム・セミナーの開催等学習機会の充実
- 子供も遊びながら参加できるまちづくり機会の充実
- あさか情報おとどけ講座などの普及

2) まちづくり情報交換の充実

ホームページの開設など新たなメディアの活用や、自らのまちを知る場（学習・調査など）の提供も含め、まちづくりに関する情報交換などの機会の提供に努めることにより、市民のまちづくりに対する理解を深め、市民が主体となるまちづくりを促進します。

また、児童・学童や高齢者、障害者等幅広い意向把握に努めます。

例えば…

- まちづくりの情報交換の機会の充実
- まちづくりに関する情報提供の充実
- 行政が行う説明会や公聴会開催に関する広報の充実

3) まちづくりへの参加機会の提供

まちづくりは多岐の分野にまたがるものであることから、より市民と直接的に関わる機会の多い既存施策等との連携などに努め、市民自らが、まちづくりに参加していくための機会の充実を図ります。

例えば…

- 福祉・保育施設などにおける市民交流の機会の提供
- リサイクル運動や地域防災・防犯活動に関する参加機会の提供
- 会議の公開、傍聴の積極的な呼びかけや行政計画策定組織への市民公募委員の登用

第2段階 市民まちづくりの促進のために…

～各主体に向けて意見を提示する等、自発的なまちづくりへの参加を呼びかけます～

4) まちづくり活動への支援等

都市計画法において、ある一定の区域内に土地を持つ所有者等が、その区域の他の土地所有者等の同意を得て、市や県に対して都市計画の決定や変更の提案ができる「都市計画の提案制度」が創設されました。

市は、この「都市計画の提案制度」創設により、土地所有者等からの都市計画の提案に対し検討を行い、必要に応じて都市計画の決定または変更の案を作成することとなったことを受け、市民がこの制度を活用し、主体的なまちづくり活動に取り組むことができるよう、本制度を踏まえた支援のあり方等の検討に努めます。

例えば…

- 計画づくりへの支援体制の検討
- 都市計画の提案制度の普及啓発

5) まちづくり活動組織の育成支援等

市民としてより望ましいまちづくりの実現に向けて各主体に対し意見を提示する等の取り組みが重要です。そのような取り組みの促進に向け、既存まちづくり活動の輪を広げること、また、まちづくりに関するボランティア団体のNPO（民間非営利組織）化や、まちづくり協議会やまちづくり市民会議といった、まちづくり活動の母体となる組織の組織化などの支援についても検討します。

例えば…

- 懇談会や市民参加ワークショップなど組織づくりの機会の提供
- NPO（民間非営利組織）等に関する情報提供

6) まちづくりに関するルールづくりへの支援

まちづくりを実施していくために必要なルールを、関係者が話し合いの中から主体的に進めていけるよう、まちづくりルールやその合意形成にあたっての手法、手続きに関する情報提供や助言を行う等、その支援を図ります。

例えば…

- 地区計画制度の活用
- 建築協定・緑地協定制度の活用
- 市民と事業者間における事前協議などのルールづくりの検討

7) まちづくり支援体制の検討

まちづくりが対象とする分野は広範囲にわたり、かつ多様化・高度化している状況にあります。また、まちづくり活動等に対して様々な支援等も必要であることから、庁内関係部署の情報の共有や相互調整を図るとともに、横断的かつ柔軟な庁内組織体制の構築や機能の充実に努めていきます。

例えば…

- 総合窓口化の検討とあわせて、まちづくり相談体制の検討
- まちづくりプロジェクトに応じたチーム組織化の検討

第3段階 「参画」と「協働」によるまちづくりのために…

～市民のまちづくりへの関わりと、多様な主体の連携を深めていきます～

8) より専門的なまちづくり活動への発展支援

市民や企業がまちづくり活動を継続しかつ深化していけるよう、専門家やコンサルタントの派遣など、組織運営における多面的な支援を検討します。

まちづくり組織相互の連絡・情報交換や、行政との橋渡し等きめ細かい対応ができる仲介支援組織の充実などを検討します。

例えば…

- まちづくりアドバイザー（専門家）派遣制度の導入を検討
- まちづくりセンター等まちづくり支援組織の検討

9) 市民と行政の参画体制の形成（早い段階からの市民参加）

協働によるまちづくりを進めるにあたっては、市民と行政、あるいはそれぞれの内部を構成する人や組織同士がより一層の信頼関係を確立する事が重要であることから、日常的、恒常的に円滑な意思伝達を図ります。

また、まちで生活を営む市民等の関係者が、計画づくりのなるべく早い段階から主体的に参加し、行政・専門家等との協働が行なわれるよう努め、計画づくり後は、その実現・管理・活用など、良好なまちや環境を維持していくための継続的な協働活動を図るなど、計画策定、事業実施、見直し・評価等それぞれの段階に応じた協働の体制や仕組みの形成を図ります。

例えば…

- まちづくりや行政計画に対する市民参画の推進

(2) 実現のための方策実施

① 基本的な考え方

都市計画マスタープランにおいて位置づけられた各種施策・事業を実現するには多くの財源が必要となりますが、今日の財政状況は必ずしもそれら全ての財源を確保できるものではありません。

そのため、限られた財源と人的資源を有効に活用していくため、施策・事業の必要性、緊急性、事業化への熟度、投資に対する効果の度合い等の観点に立って、優先順位を慎重に検討し計画的にまちづくりを進めていきます。

また、今後のまちづくりにあたっては、区域区分や用途地域等の指定に加え、地域の将来方針に応じた地域の特性や課題に対応した、きめ細かな規制・誘導制度の活用について検討を進めます。

② 取り組み内容

1) 都市計画マスタープランに基づく方策の実施

都市計画マスタープランの実施に向けたまちづくりの手法として、都市計画法等に基づく諸制度や、条例等による本市独自の規制・誘導制度など様々な方策があります。市民参加のもと、これらの制度を活用してまちづくりを進めます。

区 分		主 な 方 策
規制・誘導 手法の活用	法に基づく 規制・誘導手法	(地域地区) 用途地域、防火地域・準防火地域、風致地区、 高度地区、緑地保全地区 等 (その他の制度) 地区計画、建築協定、緑地協定 等
	市が独自に定める 規制・誘導手法	地域特有の政策の実現や課題の解決のために制定する もの(まちづくり条例、景観条例、建築物条例、緑化 条例 等)
	住民などの自主的 なまちづくり手法	まちづくりのルールづくり(任意協定、景観・緑化な どのきめ細かなルールづくり 等)
都市計画事業の推進		都市計画道路事業、土地区画整理事業、公園事業 等
多様な手法の組み合わせによる まちづくり		福祉環境整備の充実や地域資源の活用などソフト分野 の施策との連携を深め、総合的なまちづくりを進めま す。 ・コミュニティ(地域共同体)、NPO(民間非営利組 織)、ボランティア活動の支援 ・祭り、イベントの開催・運営 等

2) 先行的なまちづくりの実施・検討

i. 既存プロジェクトとの連携

早期に実施を予定している事業との連携や、早期に取り組みの検討が必要な事項への対応を視野に入れたまちづくりの推進を図ります。

既存プロジェクトの例

- 残存する貴重な自然資源の保全やふれあいの場の提供に資する黒目川河川改修（県事業）
- キャンプ朝霞跡地における利用計画検討組織との連携（平成15年（2003年）から5年程度の期間内に跡地利用計画策定の必要）

ii. 地域に身近なまちづくりの推進

全体構想分野別整備方針および地域別構想に示す方針に位置づけられ、かつ市民参加により設けられた地域別ワークショップから提出された活動成果等をふまえ、緊急性や問題意識の高かった内容について、地域住民の意向やまちづくりへの熱度に応じ先行的に取り組める地区から推進していきます。

まちづくり活動の例

- 歩行者の安全性を重視した道路整備のあり方
- 地震・火災時に危険性の高い密集市街地等の改善
- 地域に親しまれている緑の保全、地域資源の活用
- 道路や街路樹など、里親制度の活用（埼玉県道路里親制度）

3) 多様なまちづくり事業・制度の活用

各施策・事業の実施にあたっては、本市の単独事業に加え、必要に応じて国、県等の事業・制度等の活用を図るとともに、関係機関への協力要請に努めます。

特に国道254号バイパス整備、河川改修や朝霞調節池など広域的な見地から行われる国・県等の事業や施策について、関係機関との連携を強化するとともに、朝霞市のまちづくりの基本的な方針を示すことによって理解と協力を求めます。

4) 国・県・周辺自治体等との連携

広域的な都市計画の調整やまちづくりに関する相互の情報交換、及び既存施設の相互利用や広域的な公共サービスの向上、充実を図るため、周辺自治体との連携強化を図ります。

(3) 都市計画マスタープランの運用・評価

①基本的な考え方

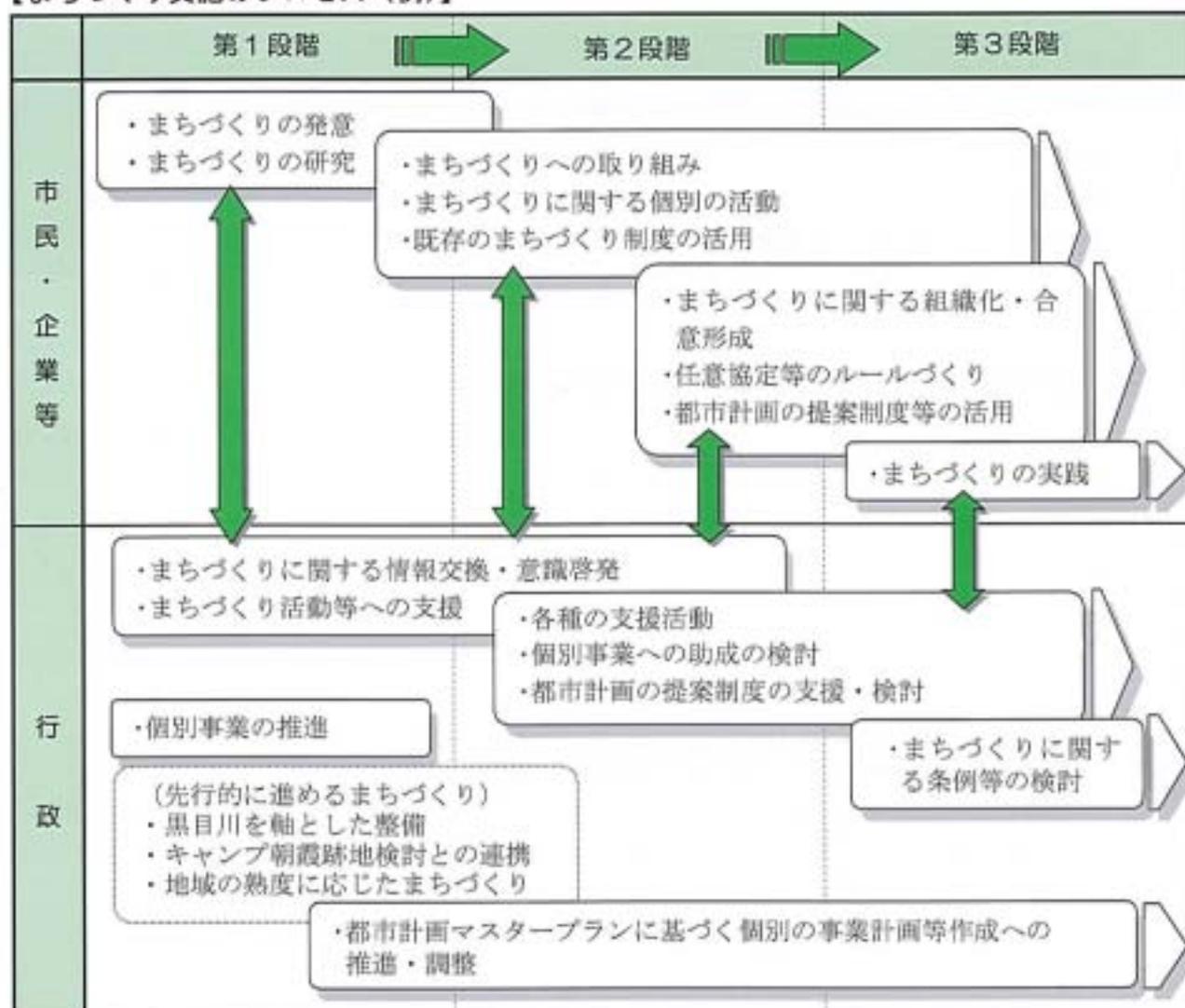
都市計画マスタープランに基づく施策・事業の計画的かつ効率的な実施に向けて、一層の連絡調整や進行管理に努めるとともに、周辺市との連携や広域行政の推進における本市のまちづくりにあたって都市計画マスタープランに基づいて実施していきます。

②取り組み内容

1) 都市計画マスタープランに基づく都市計画の運用

都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。従って、今後は、都市計画マスタープランに示された方針に基づき、計画策定手法、誘導手法、整備手法などの様々な手法・制度の中から、本市や地域の実情に最もふさわしい手法を活用するとともに、総合的・一体的に具体的都市計画を運用していきます。

【まちづくり実施のプロセス（例）】



2) 連携と調整

まちづくりにかかわる施策は、狭義な都市計画はもとより、自然保護や農業・農政など様々な分野にまたがり、かつ福祉・環境・景観・防災などへの配慮など政策間の高度な調整が求められます。そこで、各施策・事業間のより一層の連携と調整を図り、効果的・効率的な事業の推進に努めます。

また、市民や各分野の団体・NPO（民間非営利組織）等が行うまちづくり活動に対し、各活動相互の連携の調整や、庁内関係部署における連携・支援体制の充実についても検討していきます。

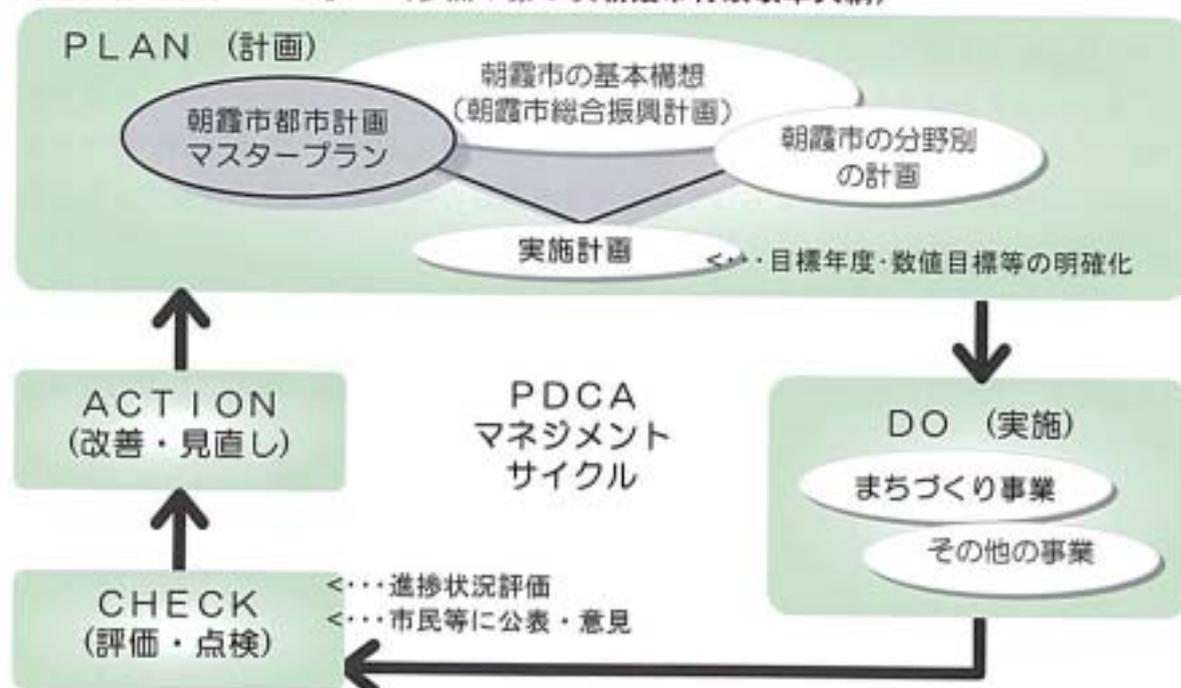
3) 進行管理と評価の実施

「まちづくりの将来像」の実現に向けた具体的なまちづくりの整備計画の策定を進めます。さらに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応した事業の推進を図るとともに、事業の達成状況の評価を行うこと等より効果的な進行管理に努めます。また、説明責任（アカウンタビリティ）の遂行に基づく事業進捗状況の公表や達成目標の設定など、事業の進捗チェックや評価に対する仕組みづくりを、市民意向をふまえながら努めます。

都市計画マスタープランの目標年次である平成37年（2025年）度までの間には、社会・経済状況の大きな変化も想定されることから、適宜、地域の状況や市民意向の把握に努め、その市民意向や、現在計画されている事業プログラムや各方針の進捗や熟度、関連する上位計画の更新時などに対応するため、必要に応じ柔軟な都市計画マスタープランの見直しを図り、適切な進行管理を進めます。

なお、見直しにあたっては、都市計画マスタープラン策定時に実施した地域別ワークショップ活動報告資料についても活用を図ります。

【進行管理のイメージ】（参照：第3次朝霞市行政改革大綱）



(4) 継続するまちづくりに向けて

①基本的な考え方

都市計画マスタープランの将来目標は概ね20年後のビジョンを見据えて検討したものです。まちづくりは、20年という期間に限定されるものではなく、永続的な性格を持つものです。都市計画マスタープランに基づく施策のほかにも、いつまでも住み続けられ、発展・継続していくまちとするため様々なまちづくりに関する取り組みを進めていきます。

②取り組み内容

1) まちの「持続性」の確保

経済効率優先の機能主義的な都市整備から、現在ある空間の修復・改善により新たな機能を付け加えていくものとし、地球環境への負荷を低減し、まちのにぎわいと活力を持続できる人間中心のまちへの転換を図ることが必要となっています。

こうした持続するまちづくりには、自動車交通に過度に依存しないための公共交通網の充実や、徒歩や自転車などの利便性を高めるとともに「まち」を構成する多様な主体との相互の協力が、より一層求められるものとなります。そのため、前項(3)に示すマスタープランの運用・評価を進めながら、環境にやさしいまちづくりの研究や協力体制などの仕組みづくりについても検討し推進します。

2) まちづくりの人材確保

市民が主催する活動やNPO(民間非営利組織)などの団体、ボランティア等まちづくりに関する組織への支援のほか、企業、大学などの専門機関との連携も視野に入れ、まちづくりを担う人材の確保・支援のためのシステムづくりを進めます。

まちに対する愛着を育て、将来的にまちづくりにかかわりを持つ担い手を育成していく観点から、学校教育や生涯学習の中で、地域特性を踏まえたまちの再認識や身近なまちづくりへの参加手法の提示、まちづくりを考える機会の提供等、教育とまちづくりとのかかわり方について検討します。

行政においては、市民同士の抱える課題や市民による活動相互の調整、市民と行政との調整などが求められていることから、研修や地域での実践的なまちづくり活動への参加等を通じて、多様な市民ニーズ等に柔軟に対応できる専門性の高い職員の計画的な育成に努めます。

4) まちづくりのための財源充実

引き続き効果的な事業投資に努めるとともに、効率的な収益事業のあり方や適正な公共サービスの受益者負担、開発利益の還元等を検討し、より良いまちづくりを進めるための健全な財政運営を図ります。

国・県等の補助の有効な活用等適切な財源確保に努め、必要に応じてまちづくり基金等新たなまちづくり財源の創設について検討していきます。また、PFI（民間資金等を活用した公共サービスの提供）など民間活力の取り入れも検討し、事業の早期実現を促進します。

まちづくりの財源を有効に活用していくため、重点的に推進すべき施策を市民や企業（事業者）等の立場からの意向・検討も踏まえ、実効性のある推進プログラム化を図るとともに、長期的な視点にたった計画的・効率的な財政運営に努めます。

5) まちづくりに関する条例等の検討

まちづくりを行う主体である市民・企業（事業者）・行政のそれぞれの役割分担と相互の協働によってまちづくりを進めるため、都市計画制度の一層の活用はもとより、現行の法制度にとらわれない本市独自のまちづくりについても進められるよう、土地・建物の利用、景観・まちなみ、自然環境の保全など、多岐にわたる分野から市全域や各地域の特性に応じたまちづくりについて、市民との連携、役割分担などのありかたについて、本市にふさわしいルールづくりについて検討していきます。

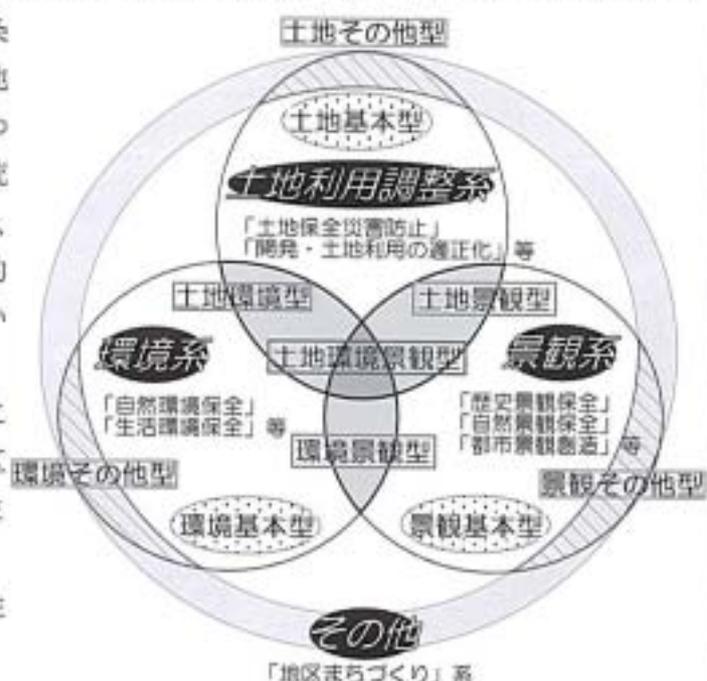
また、市民相互、及び市民・企業（事業者）・行政等の協働によるまちづくりに対する理解と協力を深めるため、まちづくりにおける協働の理念の共通理解や体制の整備を行い、各主体のまちづくりに対する責任や役割の明確化についても検討していきます。

【まちづくり条例の系統】（参照：小林重敬 編著 地方分権時代のまちづくり条例より）

全国で制定されているまちづくり条例をその目的で分けると、大きく「土地利用調整系」「環境系」「景観系」3つの系統に分類されます。さらに、3系統の目的を複合して定めている「複合系」、いずれかの目的を明示しつつも、提言的なもので具体的な規定内容を設けていない「基本系」に類型化できます。

また、上記3系統に加え、住民参加によるまちづくり自体を主旨とする「地区まちづくり系」が昨今増加傾向にあります。

まちづくり条例の内容は、地域の特性や需要に併せ多様に定められます。



資料編



1. 朝霞市都市計画マスタープラン策定経過

朝霞市都市計画マスタープランは、平成14年度から平成16年度までの期間で、策定を行いました。

○まちづくり委員会

まちづくり委員会は、平成14年9月に設置され、都市計画マスタープランを策定するために、公募による市民や学識経験者、市内関係団体の代表者および市職員の23名で構成され、計画策定についての検討・承認を行いました。

○地域別ワークショップ

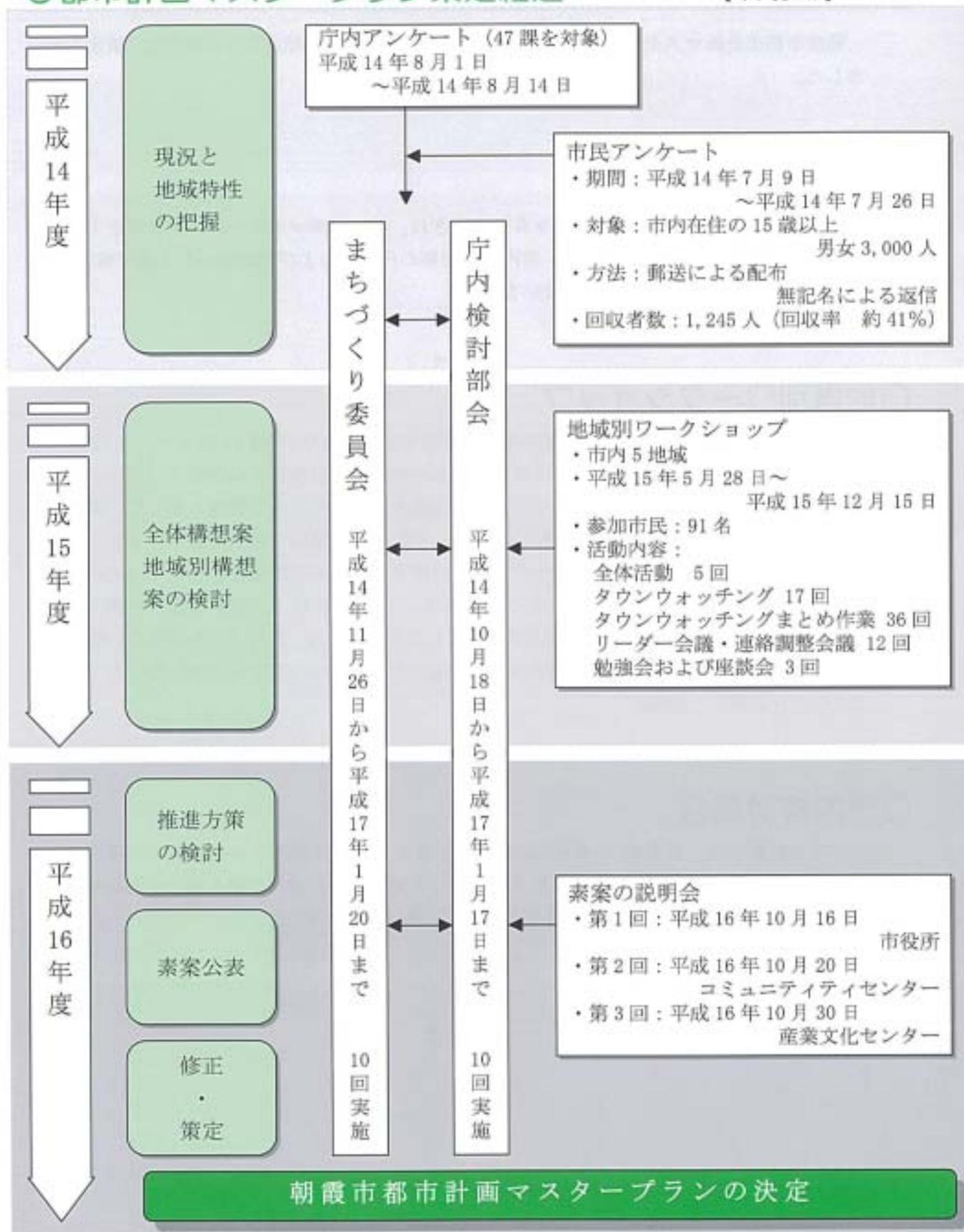
都市計画マスタープラン中の地域別構想を策定するにあたり、平成15年5月から12月にかけて、本市在住の合計91人の市民（広報等による一般公募・自治会からの代表など）が5地域に分かれ、合計73回のワークショップ・座談会形式等による会合を実施しました。地域毎のタウンウォッチングや全体での勉強会等を行い、それぞれの地域の現状やまちづくりの課題を整理しながら、地域まちづくりのキーワード、目指すべき将来都市像等について市民の立場から検討を行いました。その中で話し合った成果は、平成15年12月「朝霞市都市計画マスタープラン地域別ワークショップ活動報告資料」としてとりまとめ、まちづくり委員会へ提出しました。（各地域の地域づくりの目標や基本方針に「ワークショップからの声」等として、また133ページ以降に一部掲載）

○庁内検討部会

庁内検討部会は、平成14年9月に設置され、まちづくりに関連する各部署の市職員（課長級）により構成され、市民の声やこれまでの都市計画に関する諸計画等を照らしあわせ、都市計画マスタープランの策定に必要な事項を調査・検討を行いました。

○都市計画マスタープラン策定経過

【市民参加】



【都市計画審議会】

【広報あさか・ホームページ】

経過報告
平成14年10月30日

経過報告
平成15年1月27日

広報あさか：平成14年7月号
市民アンケート実施のお知らせ

広報あさか：平成14年10月号
ホームページ：平成14年10月1日
まちづくり委員会の委員募集

広報あさか：平成15年3月号
ホームページ：平成15年3月3日
地域別ワークショップの参加者募集

経過報告
平成15年6月30日

経過報告
平成15年9月8日

経過報告
平成16年1月26日

ホームページ：平成15年9月12日
策定経過のお知らせ

広報あさか：平成15年11月号
ホームページ：平成15年12月1日
策定経過のお知らせ

ホームページ：平成16年1月15日
地域別ワークショップから活動成果の最
終報告のお知らせ

経過報告
平成16年6月8日

経過報告
平成16年7月7日

都市計画マスタープラン（素案）
についての諮問及び答申
平成16年11月19日

広報あさか：平成16年6月号
ホームページ：平成16年5月14日
策定経過のお知らせ

広報あさか：平成16年10月号
ホームページ：平成16年10月1日
都市計画マスタープラン素案および
説明会のお知らせ

広報あさか：平成17年4月号
ホームページ：平成17年4月1日
都市計画マスタープラン策定のお知らせ

概要版の全戸配布

2.朝霞市都市計画マスタープランまちづくり委員会

(1) まちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 朝霞市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定するにあたり、朝霞市都市計画マスタープランまちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 まちづくり委員会は、次に掲げる事項について調査検討するものとする。

- (1) マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他、マスタープラン策定にあたり必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 まちづくり委員会は、概ね20人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の代表者等
- (3) 住民の代表
- (4) 市の職員

(委員長および副委員長)

第4条 まちづくり委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験を有する者をもって充て、副委員長は委員長の指名した者とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要と認めるときに委員長が招集しその議長となる。

(庶務)

第6条 まちづくり委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

(2) まちづくり委員会名簿 (平成14年11月26日～平成17年2月14日)

役職名	区分	氏名	略歴	備考		
委員長	1号委員	牛見 章	埼玉県都市計画審議会会長			
副委員長	2号委員	鈴木 龍久	朝霞市都市計画審議会会長			
委員	2号委員	市村 知孝	朝霞警察署生活安全課長	平成14年11月26日～平成16年3月31日		
		佐藤 敏男		平成16年4月1日～平成17年2月14日		
		伊藤 要	朝霞市農業委員会会長	平成14年11月26日～平成16年3月31日		
		須田 忠夫		平成16年4月1日～平成17年2月14日		
		前田 敏	朝霞市商工会理事			
		高橋 隆二	社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会会長			
		石川 英男	朝霞地区交通安全協会朝霞支部長			
		永森 徹	朝霞市身体障害者福祉会会長			
		清水 朝治	朝霞市自治会連合会理事			
		鈴木 洋	社団法人朝霞地区医師会朝霞支部長	平成14年11月26日～平成16年3月31日		
			社団法人朝霞地区医師会副会長	平成16年4月1日～平成17年2月14日		
		3号委員	3号委員	戸室 健一	公募による市民	
				堀野 昌弘	公募による市民	
				高瀬 春江	公募による市民	
高林 康弘	公募による市民					
富永 恭子	公募による市民					
渡辺 やよい	公募による市民					
佐野 隆	公募による市民					
4号委員	4号委員	松下 貞夫	朝霞市助役			
		醍醐 一昭	朝霞市都市建設部長	平成14年11月26日～平成16年3月31日		
				比留間 榮和	平成16年4月1日～平成17年2月14日	
		紀 竜郎	朝霞市企画財政部長			
		芳野 吉嗣	朝霞市総務部長	平成14年11月26日～平成16年3月31日		
				大嶋 教男	平成16年4月1日～平成17年2月14日	
		宮崎 國利	朝霞市市民環境部長			
		伊藤 四郎	朝霞市健康福祉部長	平成14年11月26日～平成16年3月31日		
				笠川 満	平成16年4月1日～平成17年2月14日	

- ※1号委員：設置要綱第3条2(1)学識経験を有する者
 2号委員：設置要綱第3条2(2)市内関係団体の代表者等
 3号委員：設置要綱第3条2(3)公募による市民
 4号委員：設置要綱第3条2(4)市の職員

(3) まちづくり委員会開催状況

回数	日時	内容
第1回	平成14年11月26日 (火曜日)	(1) 都市計画マスタープラン策定の概要
		(2) 市民アンケート調査・庁内アンケート調査の結果報告
		(3) 桐敷市の現況と主要課題の整理
		(4) 第1回庁内検討部会の会議結果報告
第2回	平成15年2月7日 (金曜日)	(1) 第1回まちづくり委員会における検討内容の確認
		(2) 第2回庁内検討部会における検討結果の報告
		(3) 都市づくりの主要課題の再整理
		(4) 都市づくりの理念と目標の設定
		(5) 地域別ワークショップの実施概要
第3回	平成15年4月25日 (金曜日)	(1) 第2回まちづくり委員会における検討内容の確認
		(2) 第3回庁内検討部会における検討結果の報告
		(3) 「都市づくりの主要課題の整理」および「都市づくりの理念と目標」の決定
		(4) 地域別ワークショップの実施について
第4回	平成15年7月24日 (木曜日)	(1) 第3回まちづくり委員会における検討内容の確認
		(2) 第4回庁内検討部会における検討結果の報告
		(3) 地域別ワークショップにおける活動内容の報告
		(4) 将来人口フレームの推計等について
		(5) 地域別ワークショップ参加者からの確認依頼事項について
第5回	平成15年10月28日 (火曜日)	(1) 第4回まちづくり委員会における検討内容の確認
		(2) 第5回庁内検討部会における検討結果の報告
		(3) 地域別ワークショップの活動報告
		(4) 地域別構想案の検討
第6回	平成16年1月27日 (火曜日)	(1) 第5回まちづくり委員会における検討内容の確認
		(2) 第6回庁内検討部会における検討結果の報告
		(3) 地域別ワークショップの活動結果の報告
		(4) 地域別構想案の検討
		(5) 全体構想案について

回数	日時	内容
第7回	平成16年4月28日 (水曜日)	(1) 第6回まちづくり委員会における検討内容の確認
		(2) 第7回庁内検討部会における検討結果の報告
		(3) 全体構想案について
		(4) 地域別構想案について
第8回	平成16年7月8日 (木曜日)	(1) 第7回まちづくり委員会における検討内容の確認
		(2) 第8回庁内検討部会における検討結果の報告
		(3) 全体構想および地域別構想について
		(4) 実現化方策の検討について
第9回	平成16年8月9日 (月曜日)	(1) 第8回まちづくり委員会における検討内容の確認
		(2) 第9回庁内検討部会における検討結果の報告
		(3) 都市計画マスタープラン素案について
第10回	平成17年1月20日 (木曜日)	(1) 第9回まちづくり委員会における検討内容の確認
		(2) 第10回庁内検討部会における検討結果の報告
		(3) 都市計画マスタープラン素案について
市長 報告会	平成17年2月14日 (月曜日)	朝霞市都市計画マスタープラン策定成果の市長報告会

3. 朝霞市都市計画マスタープラン地域別ワークショップ

(1) 地域別ワークショップ参加者名簿 (91名)

所属地域	氏名	備考	所属地域	氏名	備考
内間木地域 (23名)	蕪木 常治	リーダー	西部地域 (26名)	阿部 貴志	リーダー
	野島 安広	リーダー		野口 久美子	リーダー
	橋本 厚生	リーダー		伊藤 裕美	
	大貫 三雄			太田 龍二	
	福山 敏男			荻野 起与子	
	伊藤 博明			金谷 武明	
	大貫 博文			鉦 ひとみ	
	神山 大			田辺 淳	
	須崎 英一			富永 恭子	
	鈴木 昭男			人見 昌助	
	中山 洋次			安岡 弘	
	小川 華奈			石原 淳彦	
	婦人会 (8名)			木島 あや子	
	子ども会 (2名)			小林 すみ子	
	他 1名			塩野 昌弘	
北部地域 (13名)	小林 一己	リーダー		高橋 穂子	
	佐藤 悦子	リーダー		時田 勉	
	須田 義博	リーダー		時田 みち江	
	兼弘 充			長戸 豊	
	蒲澤 徳昭			長戸 都子	
	醍醐 清			橋 幸義	
	高瀬 春江			原 宏次	
	高林 康弘			松岡 洋子	
	中川 武夫			三浦 英男	
	藤井 由美子			横井 千恵子	
	望月 正弘			渡辺 彌	
	由田 實則		南部地域 (17名)	松井 真志	リーダー
	八木 常子			渡辺 やよい	リーダー
東部地域 (12名)	田口 一郎	リーダー		榎本 誠	
	米野 雅之	リーダー		榎本 賀匡	
	内田 功			金子 幸一	
	奥山 誠之			神山 孝保	
	加藤 栄			栗原 寅男	
	木崎 志織			鈴木 正好	
	佐野 隆			西園 茂市	
	高橋 輝男			野上 真由美	
	松井 宏之			堀口 英夫	
	渡部 あけみ		松田 茂忠		
	渡邊 栄		安田 真美		
	他 1名		渡辺 俊夫		
		加藤 香代子			
		清水 繁雄			
		曾根田 紘一			

※開催当時は内間木地域：A地区、北部地域：B地区、東部地域：C地区、西部地域：D地区、南部地域：E地区

(2) 地域別ワークショップ開催状況

①全体活動（参加者が一同に集まったワークショップ）

第1回ワークショップ 平成15年5月28日

- 1) 都市計画マスタープラン、ワークショップの概要説明
- 2) 参加者アンケート（旗上げアンケート）
- 3) 地域別ワークショップ
 - ・地域の概況等の確認
 - ・自己紹介、リーダーの選出
 - ・地域の宝、問題点の抽出
- 4) 全体発表

※リーダー会議・連絡調整会議

各地域のリーダー、参加希望者および事務局が出席し、ワークショップの進め方、勉強会の開催、地域別の活動内容・意見等を連絡調整する会議。

第1回リーダー会議 平成15年6月29日

- 1) リーダー会議について
- 2) 勉強会の開催について
- 3) 資料の配布・内容について
- 4) ワークショップの進め方について 等

第2回リーダー会議 平成15年7月7日

- 1) ワークショップの位置づけについて
- 2) リーダー会議の位置づけ、役割について
- 3) 地域別ワークショップと全体活動との調整について
- 4) 市の条例、上位関連計画について
- 5) 勉強会の開催について 等

第3回リーダー会議 平成15年7月15日

- 1) ワークショップとまちづくり委員会の関係について
- 2) 次回プログラム、配布資料について
- 3) タウンウォッチング勉強会について
- 4) ワークショップの運営、開催期間について
- 5) 参加者の増員、情報公開について 等

第4回リーダー会議 平成15年7月31日

- 1) 今までの質問、提案等への報告
- 2) ワークショップの目標について
- 3) 資料、情報の提供について
- 4) 活動の周知、広報活動について
- 5) 会の名称について 等

ワークショップに係る会議 平成15年8月28日

- 1) 今までの質問、提案等への再報告
- 2) リーダー会議の改名、名称の決定
- 3) 会の目的、日程、今後の検討項目について
- 4) 広報活動（広報・HPへの掲載）について
- 5) ワークショップの成果物について 等

第1回連絡調整会議 平成15年9月12日

- 1) ワークショップの運営について
- 2) 各地域の活動状況、情報交換について
- 3) 広報活動について
- 4) まちづくり委員会とのつながりについて
- 5) 勉強会などの企画について 等

※第4回の各地域の開催回数については、第5回と第6回の間に実施した活動も含む。

第2回ワークショップ 平成15年6月29日

- 1) 地域別ワークショップの目的、成果物について
- 2) 地域別ワークショップ結果の反映について
- 3) 既成の計画等との関係について
- 4) タウンウォッチング、勉強会について
- 5) リーダーの位置づけおよびリーダー会議について

第3回ワークショップ 平成15年7月19日

- 1) リーダー会議の検討内容等の報告
- 2) 研修会
 - ・都市計画マスタープランについて
 - ・ワークショップについて
 - ・朝霞市における都市計画の取り組み状況について
- 3) 地域別ワークショップ
 - ・タウンウォッチングの日程およびルートの検討

勉強会 平成15年8月6日

- 1) タウンウォッチングにむけて
 - ・タウンウォッチング実施の意義、手法
 - ・計画づくりに必要な視点
 - ・出てきた意見の整理にあたって

座談会 平成15年9月12日

- 1) 牛見先生を囲んで
 - ・まちづくり手法に関わる事項
 - ・都市計画マスタープラン運用に関わる事項
 - ・ワークショップに関わる事項

第4回ワークショップ 平成15年7月24日～12月8日

- 地域別タウンウォッチングおよびまとめ作業等の実施
- ・内間木地域 13回
 - ・北部地域 13回
 - ・東部地域 7回
 - ・西部地域 12回
 - ・南部地域 9回

第5回ワークショップ 平成15年9月29日

- 1) 地域別途中経過の報告発表、意見交換
- 2) 全体に対しての意見交換
- 3) 地域別ワークショップ
 - ・今後のスケジュール等の確認

第2回連絡調整会議 平成15年9月26日

- 1) 第5回ワークショップ全体会について
- 2) 広報活動について
- 3) まちづくり委員会とのつながりについて
- 4) 各地域の活動状況、情報交換の実施
- 5) 都市計画マスタープランワークショップ後のワークショップについて 等

第5回庁内検討部会へ中間発表資料（抽出課題）の提示

提示されたまちづくり課題等で市の各部署で速やかに対応できるものの検討

第3回連絡調整会議 平成15年10月10日

- 1) 各地域の活動状況、情報交換の実施
- 2) まちづくり委員会とのつながりについて
- 3) 今後のワークショップの展開について
- 4) 都市計画マスタープランワークショップ後のワークショップについて 等

第5回まちづくり委員会へ中間発表資料（抽出課題）の提示

勉強会 平成15年12月9日

- 1) エコシティ志木に学ぶ住民参加のまちづくり
 - ・講演：「エコシティ志木の活動について」
 - ・ディスカッション：「これからの朝霞でのまちづくり」

第4回連絡調整会議 平成15年10月22日

- 1) ワークショップ、連絡調整会議の位置づけ
- 2) ワークショップの日程、期間について
- 3) 今後のワークショップの展開について
- 4) 次回会議までの地域別確認事項について 等

第5回連絡調整会議 平成15年11月13日

- 1) 前回提示された確認事項の報告、協議
 - ・第6回ワークショップの内容
 - ・第6回まちづくり委員会への報告方法
 - ・ワークショップの日程、期間について
- 2) 各地域の活動状況等、情報交換の実施
- 3) 学習会の開催について 等

第6回連絡調整会議 平成15年11月28日

- 1) 第6回ワークショップ以降の取り組みについて
- 2) 各地域の活動状況等、情報交換の実施
- 3) 第6回ワークショップの内容について
- 4) 勉強会について 等

第6回ワークショップ 平成15年12月15日

- 1) 中間発表に対する庁内検討部会からの回答について
- 2) 地域別の最終報告発表、意見交換
- 3) 全体に対しての意見交換
- 4) 第6回まちづくり委員会への報告について
- 5) メンバー有志による今後の活動について

朝霞市都市計画マスタープラン
地域別ワークショップ活動報告資料の提出

第7回連絡調整会議 平成15年12月12日

- 1) 勉強会の報告
- 2) 各地域の活動状況等、情報交換の実施
- 3) 第6回ワークショップ以降の取組みについて
- 4) 中間発表に対する庁内検討部会からの回答について
- 5) 第6回ワークショップの内容について 等

第6回庁内検討部会へ活動報告資料の提出

関係各課へ配布

**第6回まちづくり委員会へ活動報告資料の提出
および各地域の代表者による活動成果の報告**

朝霞市都市計画マスタープラン
地域別ワークショップ活動報告資料



②内間木地域ワークショップ

全体活動	内間木地域	
	ワークショップ	タウンウォッチング
第1回 5月28日 第2回 6月29日 第3回 7月19日		
第4回 タウンウォッチングおよび中間発表に向けた活動	内間木地域ワークショップ① 7月28日 今後の進め方について 内間木地域ワークショップ④ 9月2日 まとめの会① 内間木地域ワークショップ⑤ 9月9日 ヒアリングの会 内間木地域ワークショップ⑥ 9月17日 まとめの会②	内間木地域ワークショップ② 8月4日 上内間木タウンウォッチング 内間木地域ワークショップ③ 8月17日 下内間木タウンウォッチング
第5回 9月29日 中間発表と意見交換		
第6回 最終発表に向けたまとめ 12月15日 最終発表と意見交換	内間木地域ワークショップ⑦ 10月2日 まとめの会③ 内間木地域ワークショップ⑧ 10月14日 まとめの会④ 内間木地域ワークショップ⑨ 10月21日 まとめの会⑤ 内間木地域ワークショップ⑩ 11月7日 まとめの会⑥ 内間木地域ワークショップ⑪ 11月14日 中学生アンケートの設計 内間木地域ワークショップ⑫ 11月20日 中学生アンケートの実施 内間木地域ワークショップ⑬ 12月2日 中学生アンケートの集計	

③北部地域ワークショップ

全体活動	北部地域	
	ワークショップ	タウンウォッチング
第1回 5月28日 第2回 6月29日 第3回 7月19日		
第4回 タウンウォッチングおよび中間発表に向けた活動	北部地域ワークショップ① 8月24日 今後の進め方について 北部地域ワークショップ⑥ 9月24日 まとめ方について確認	北部地域ワークショップ② 8月29日 宮戸西タウンウォッチング 北部地域ワークショップ③ 9月4日 北朝霞地区タウンウォッチング 北部地域ワークショップ④ 9月6日 田島・浜崎タウンウォッチング 北部地域ワークショップ⑤ 9月21日 宮戸東タウンウォッチング
第5回 9月29日 中間発表と意見交換		
第6回 最終発表に向けたまとめ 12月15日 最終発表と意見交換	北部地域ワークショップ⑦ 10月6日 まとめの会① 北部地域ワークショップ⑧ 10月14日 まとめの会② 北部地域ワークショップ⑨ 10月20日 まとめの会③ 北部地域ワークショップ⑩ 10月29日 まとめの会④ 北部地域ワークショップ⑪ 11月10日 まとめの会⑤ 北部地域ワークショップ⑫ 11月19日 今後の確認 北部地域ワークショップ⑬ 12月8日 まとめの会⑥	東京都浄水場ヒアリング12月3日 市民アンケート精査 12月7日

④東部地域ワークショップ

全体活動	東部地域	
	ワークショップ	タウンウォッチング
第1回 5月28日 第2回 6月29日 第3回 7月19日 第4回 タウンウォッチングおよび 中間発表に向けた活動	東部地域ワークショップ① 8月9日 日程およびルートの検討 東部地域ワークショップ④ 8月25日 まとめの会① 東部地域ワークショップ⑤ 9月9日 まとめの会②	東部地域ワークショップ② 8月10日 根岸台タウンウォッチング 東部地域ワークショップ③ 8月16日 岡タウンウォッチング
第5回 9月29日 中間発表と意見交換		
第6回 最終発表に向けたまとめ 12月15日 最終発表と意見交換	東部地域ワークショップ⑥ 10月13日 まとめの会③ 東部地域ワークショップ⑦ 11月7日 まとめの会④	

⑤西部地域ワークショップ

全体活動	西部地域	
	ワークショップ	タウンウォッチング
第1回 5月28日 第2回 6月29日 第3回 7月19日		
第4回 タウンウォッチングおよび中間発表に向けた活動	西部地域ワークショップ① 8月6日 日程およびルートの検討 西部地域ワークショップ② 8月19日 タウンウォッチング準備 西部地域ワークショップ⑤ 9月21日 まとめの会①	西部地域ワークショップ③ 8月23日 泉木・膝折町タウンウォッチング 西部地域ワークショップ④ 9月14日 三原タウンウォッチング
第5回 9月29日 中間発表と意見交換		西部地域ワークショップ⑥ 10月5日 弁財タウンウォッチング
第6回 最終発表に向けたまとめ	西部地域ワークショップ⑦ 10月15日 素案たたき台について 西部地域ワークショップ⑧ 10月29日 まとめの会② 西部地域ワークショップ⑩ 11月18日 富士フィルム見学/まとめの会③ 西部地域ワークショップ⑨ 11月25日 まとめの会④ 西部地域ワークショップ⑩ 12月2日 まとめの会⑤	西部地域ワークショップ⑧ 10月18日 泉木・三原タウンウォッチング 西部地域ワークショップ⑩ 11月8日 三原・泉木タウンウォッチング
12月15日 最終発表と意見交換		

⑥南部地域ワークショップ

全体活動	南部地域	
	ワークショップ	タウンウォッチング
第1回 5月28日 第2回 6月29日 第3回 7月19日		
第4回 タウンウォッチングおよび中間発表に向けた活動	南部地域ワークショップ① 7月24日 タウンウォッチング準備 南部地域ワークショップ④ 9月24日 まとめの会①	南部地域ワークショップ② 8月30日 幸町タウンウォッチング 南部地域ワークショップ③ 9月6日 本町・膝折町・栄町 タウンウォッチング
第5回 9月29日 中間発表と意見交換		
第6回 最終発表に向けたまとめ	南部地域ワークショップ⑤ 10月15日 まとめの会② 南部地域ワークショップ⑧ 11月12日 まとめの会③ 南部地域ワークショップ⑨ 12月3日 まとめの会④	南部地域ワークショップ⑥ 11月5日 キャンプ朝霞跡地 タウンウォッチング 南部地域ワークショップ⑦ 11月8日 溝沼タウンウォッチング
12月15日 最終発表と意見交換		

4. 朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討部会

(1) 庁内検討部会設置要綱

(設置)

第1条 朝霞市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討部会（以下「庁内検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討部会は、次に掲げる事項について調査、検討するものとする。

- (1) マスタープランの基本方針案の策定に関すること。
- (2) マスタープランの地域別構想案および全体構想案の策定に関すること。
- (3) その他、マスタープランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討部会は、都市計画・まちづくり等に関連する関係部署の所屬長等により組織する。

- 2 部会長は都市計画課長をもって充て、副部会長は部会長の指名した者とする。
- 3 部会長は、会議を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内検討部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、特に必要と認めるときは、部会員以外の関係職員の会議出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、必要の都度、検討結果を市長に報告するものとする。

(市民ワークショップとの関係)

第6条 庁内検討部会は、所掌事項の遂行にあたっては、市民ワークショップから提案された意見を考慮し、地域別構想および地域別構想の基本的な方針等を定めるものとする。

(各部署等の協力)

第7条 庁内検討部会は目的達成のため必要に応じて各部署に対し協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 庁内検討部会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が庁内検討部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

(2) 庁内検討部会員名簿 (平成14年9月1日～平成17年2月14日)

役職名	氏名	職名	備考
部会長	高橋 俊有	都市建設部都市計画課長	
部会員	竹沢 秀夫	企画財政部参事兼企画課長	
	大嶋 教男	企画財政部次長兼財政課長	平成14年9月1日～平成15年3月31日
		総務部次長兼庶務課長	平成15年4月1日～平成16年3月31日
	三吉 正徳	企画財政部次長兼財政課長	平成15年4月1日～平成17年2月14日
	細田 昭司	総務部次長兼庶務課長	平成14年9月1日～平成15年3月31日
	小林 光夫	総務部庶務課長	平成16年4月1日～平成17年2月14日
	橋本 正彦	総務部市民生活課長	平成14年9月1日～平成16年3月31日
	藤田 五月	総務部市民生活課長	平成16年4月1日～平成17年2月14日
	土屋 芳昭	市民環境部参事兼商工農政課長	平成14年9月1日～平成15年3月31日
		水道部参事兼施設課長	平成15年4月1日～平成17年2月14日
	宮崎 進	市民環境部次長兼生活環境課長	
	高野 享治	市民環境部清掃業務課長	平成14年9月1日～平成16年3月31日
		都市建設部下水道課長	平成16年4月1日～平成17年2月14日
	栗原 俊男	健康福祉部次長兼福祉課長	
	笠川 満	健康福祉部次長兼高齢者福祉課長	平成14年9月1日～平成16年3月31日
	野島 秋雄	健康福祉部参事兼高齢者福祉課長	平成16年4月1日～平成17年2月14日
	要害 新一	健康福祉部健康対策課長	
	栗原 忠雄	健康福祉部児童福祉課長	平成14年9月1日～平成15年3月31日
	富岡 正孝	健康福祉部参事兼児童福祉課長	平成15年4月1日～平成17年2月14日
	池内 孝	都市建設部次長兼建築課長	平成14年9月1日～平成15年3月31日
		市民環境部次長兼商工農政課長	平成15年4月1日～平成17年2月14日
	星野 義雄	都市建設部建築課長	平成16年4月1日～平成17年2月14日
	高橋 芳伸	都市建設部次長兼公園緑地課長	
	星野 弘	都市建設部主席参事兼部次長兼道路管理課長	平成14年9月1日～平成16年3月31日
	江田 晴夫	都市建設部道路管理課長	平成16年4月1日～平成17年2月14日
	利根川 一男	都市建設部下水道課長	平成14年9月1日～平成16年3月31日
		市民環境部清掃業務課長	平成16年4月1日～平成17年2月14日
比留間 榮和	水道部次長兼施設課長	平成14年9月1日～平成15年3月31日	
	都市建設部次長兼建築課長	平成15年4月1日～平成16年3月31日	
石川 喜市	学校教育部参事兼総務課長	平成14年9月1日～平成16年3月31日	
池田 邦匡	学校教育部総務課長	平成16年4月1日～平成17年2月14日	
平山 隆	学校教育部参事兼学務課長	平成14年9月1日～平成15年3月31日	
渡会 孝	学校教育部学務課長	平成15年4月1日～平成17年2月14日	
川島 宏	生涯学習部参事兼生涯学習課長	平成14年9月1日～平成16年3月31日	
渋谷 晃	生涯学習部次長兼生涯学習課長	平成16年4月1日～平成17年2月14日	

(3) 庁内検討部会開催状況

回数	日時	内容
第1回	平成14年10月18日 (金曜日)	(1) 都市計画マスタープラン策定の概要
		(2) 市民アンケート調査・庁内アンケート調査の結果報告
		(3) 朝霞市の現況と主要課題の整理
第2回	平成15年1月23日 (木曜日)	(1) 第1回庁内検討部会終了後における「部会員から提出された意見」の報告
		(2) 第1回まちづくり委員会での検討結果の報告
		(3) 都市づくりの主要課題の再整理
		(4) 都市づくりの理念と目標の決定
		(5) 地域別ワークショップの実施概要
第3回	平成15年4月16日 (水曜日)	(1) 第2回庁内検討部会における検討内容の確認
		(2) 第2回まちづくり委員会における検討結果の確認
		(3) 「都市づくりの主要課題の整理」および「都市づくりの理念と目標」の決定
		(4) 地域別ワークショップの実施について
第4回	平成15年7月4日 (金曜日)	(1) 第3回庁内検討部会における検討内容の確認
		(2) 第3回まちづくり委員会における検討結果の確認
		(3) 地域別ワークショップにおける活動内容の報告
		(4) 将来人口フレームの推計等について
第5回	平成15年10月16日 (木曜日)	(1) 第4回庁内検討部会における検討内容の確認
		(2) 第4回まちづくり委員会における検討結果の報告
		(3) 地域別ワークショップについて
		ア) ワークショップの活動状況の報告
		イ) ワークショップとまちづくり委員会等との今後の係わり合いについて
ウ) 今回資料として提示したワークショップ報告書の詳細な内容検討		
エ) 今回資料として提示したワークショップ報告書のまちづくり課題等で市の各部署で速やかに対応できるものの検討		
(4) 地域別構想案の検討		
第6回	平成16年1月21日 (水曜日)	(1) 第5回庁内検討部会における検討内容の確認
		(2) 第5回まちづくり委員会における検討結果の報告
		(3) 地域別ワークショップの活動成果の報告
		(4) 地域別構想案の検討
		(5) 全体構想案について

回数	日時	内容
第7回	平成16年4月19日 (月曜日)	(1) 第6回庁内検討部会における検討内容の確認
		(2) 第6回まちづくり委員会における検討結果の報告
		(3) 全体構想案について
		(4) 地域別構想案について
第8回	平成16年7月1日 (木曜日)	(1) 第7回庁内検討部会における検討内容の確認
		(2) 第7回まちづくり委員会における検討結果の報告
		(3) 全体構想および地域別構想について
		(4) 実現化方策の検討について
第9回	平成16年8月4日 (水曜日)	(1) 第8回庁内検討部会における検討内容の確認
		(2) 第8回まちづくり委員会における検討結果の報告
		(3) 都市計画マスタープラン素案について
第10回	平成17年1月17日 (月曜日)	(1) 第9回庁内検討部会における検討内容の確認
		(2) 第9回まちづくり委員会における検討結果の報告
		(3) 都市計画マスタープラン素案について

5. 補足資料

(1) 地域区分の設定

62 ページで示した地域区分設定手順の詳細は以下のとおりです。

《その1》

本市を横断的に分断する要素と本市全体の土地利用特性をふまえ、まず東武東上線により北東・南西の2つに区分します。



《その2》

2つに分けた地域のうち、北東側を地形的分断要素である新河岸川で区分します。

内間木地域は今後の土地利用動向もふまえ1地域とします。



《その3》

内間木地域を除いた残りの範囲については、本市の大きな地形的分断要素である黒目川により、さらに区分し、本市全体を5つの地域に区分します。



(2) 地域別ワークショップ活動報告資料 (抜粋)

①内間木地域 (開催当時：A 地区)

《将来イメージ》

本ワークショップでは、タウンウォッチングやアンケート等の地域からの意見取り出し、個人・子ども会やアソシエーション、及び中学生アンケートの実施により情報収集を行い、課題の認知性の検討、課題別の整理などを行いました。これらの作業を通じ、A地区まちづくりの方向性(地区の目標)、まちづくりの引き金(目標実現のための取っかかり)、将来像(キャッチフレーズ)を以下のようにまとめました。



《地区の目標》

安心・安全な交通ネットワークの形成

- ・ 計画的な道路整備により、自転車や歩行者動線の確保の確保
- ・ 人混みの建設等通学路の短縮化と安全な通学路の確保
- ・ バスルートの見直しなど、公共交通網の充実によるアクセシビリティの向上
- ・ 交通規制やハンプ設置など、総合的な交通環境の整備

川とともに安心して快適に暮らせる生活環境の整備

- ・ 地区を囲む河川について、水害に対する安全性の確保・強化
- ・ 下水道整備の促進など、生活基盤整備の充実
- ・ 親水施設・遊歩道の見直しや新設など、災害時の安全性の確保

残存する自然資源の適切な整備と保全

- ・ 残存する豊かな自然環境を整備した上で保全・活用また復元
- ・ 親水施設・遊歩道・ビオトープの形成など、より質の高い自然環境の形成

農林のとれた土地利用と生活利便性の向上

- ・ 工業集約の抑制や、商業地への転換など適正な土地利用の誘導
- ・ 自然環境との調和、住環境の維持に十分に対応する仕組みづくり
- ・ 病院・保育園など必要な施設や公共施設不足の解消
- ・ 災害時の必要性や高齢化地域への導入などの検討

親密な人間関係の維持

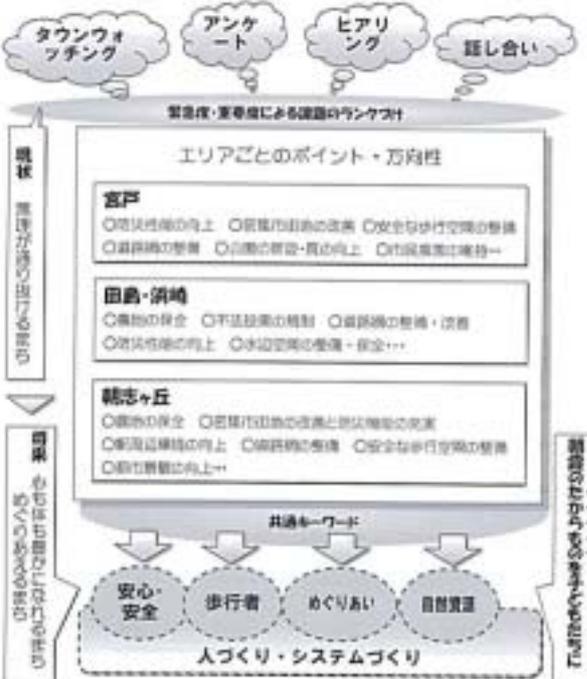
- ・ 安心して子育てができる環境の維持・強化
- ・ 声を掛け合い、助け合う親密な人間関係の維持
- ・ 自然保護活動など親睦の団体に対する活動支援の仕組みづくりの検討

②北部地域 (開催当時：B 地区)

5 将来イメージ・目標など

《将来イメージ》

タウンウォッチング、アンケート調査、ヒアリングによる課題・情報収集、および話し合いにより、B地区まちづくりの課題をまとめたイメージを整理して検討しました。各課題のランクトピックを踏まえ、エリア別のポイントを抽出し、B地区まちづくりの方向性を検討しました。



③ 東部地域 (開催当時：C地区)

《将来イメージ》

課題の内容と説明書の整理を通じて、地区づくりの将来像イメージを以下のようにまとめました。



《地区の目標》

- ・ 地区の特徴である水や緑などの自然環境を保全し、生活や文化に育まれてきた歴史風情を大切にするまちを目指す。
- ・ 身近にある水と緑と歴史に学び、経験や気遣いなどの伝統に育んだ郷土を誇りとした誇り意識を、美しく歩いて、笑顔を出して歩けるまちを目指す。
- ・ 自然環境と農業環境の調和を図るとともに、土地利用の定規等に照らして、周辺環境に配慮した適切な開発を図り、生活のやすさの確保を大切にする。くらしや「いま」を大切にしたい。
- ・ 朝晩駅周辺については、駅前広場や住宅地の整備とあわせて、生活利便施設の充実を図るとともに、思いやつくろのまちとなるレクリエーション空間が充実した環境の創出を図る。
- ・ 東洋大学周辺や新小学校周辺の自然環境整備については、土地利用の転換を促し、良好な自然環境を創出するまちを目指す。
- ・ 地区内に4箇所指定されている暫定路線跡地については、一体的な土地利用計画を作成し、周辺住宅や商業地との調和を図る。
- ・ 農地等については、土地所有者の意向を踏まえて維持・保全を図るとともに、農業体験や観光などの活用としての活用を図り、人の交流がうまれるまちを目指す。
- ・ 歩道整備や土壌改良の推進を図るとともに、身近な自然環境との連携を図り、安全で安心して歩けるまちを目指す。

④ 西部地域 (開催当時：D地区)

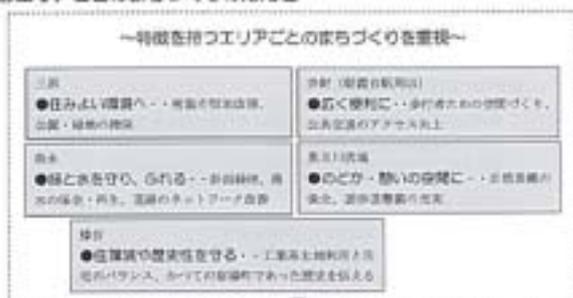
5 将来イメージ・目標など

《将来イメージ》

まちづくりのポイントの整理

1. 住民の安心と憩いの空間をとりこぼす
2. 歩行者を優先させる
3. 人と水の関わりを大事にする
4. 田舎の緑と歴史を大切にする
5. 市民参加をすすめる

エリアごとのまちづくりの方向性



- 《実現していくための考え方》
- 住民の声を聞くまちづくり
 - コミュニティの再生が大事
 - ひろの代わりには良くしよう

《まちづくりの目標》

具体的なまちづくりの考え方 (目標) について、ポイント整理の項目ごとに整理しました。

- **住民の安心と憩いの空間をつくる**
 - 農産物産地の整備、遊歩道や水辺などの憩い空間の向上
 - マンションが密集しているなどの大規模開発立地に対する周辺環境への配慮、規制の強化検討

- ・ 公園の確保と整備 (広場、公園、緑、日陰、遊歩道の確保など)、駅前・公共施設周辺、夜間照明(グリーンベルト)設置、民地の緑化など積極的に緑をふやす工夫
- ・ 歩道灯 (防犯灯と歩道照明灯) の設置など、防犯と安全の確保

● 歩行者を優先させる

- 【総合的観点からの交通体系の充実】
- ・ 歩道整備と生活道路との役割の明確化、実証可能な道路計画への転換
- ・ 一方通行など、適切な交通規制の検討
- ・ 国や公共交通の充実、バス停の安全スペース確保、道路整備の統一、緑の空間の創出
- ・ 歩行者・自転車専用道路の検討
- 【市街地の整備】
- ・ 歩道整備と歩道橋、歩道に接する歩道、遊歩道、歩道の整備等
- ・ 歩道整備の促進が利用する歩道の整備と、歩道の検討
- 【公園整備と歩道の整備】
- ・ 歩道整備、自転車専用道路の整備や歩道の工夫、歩道の整備と歩道の整備等
- ・ 歩道整備と歩道の整備、歩道の整備と歩道の整備
- ・ 歩道整備と歩道の整備、歩道の整備と歩道の整備
- 【歩いて楽しいまちづくり】
- ・ 生活道路は「人」が主役のまちづくり
- ・ 歩道整備と歩道の整備、歩道の整備と歩道の整備
- ・ 歩道整備と歩道の整備、歩道の整備と歩道の整備

● 人と水の関わりを大事にする

- ・ 水辺の環境と緑の保全
- ・ 水、地下水環境の保全、野火止水など水辺の再生と保全の検討
- ・ 遊歩道、自転車専用道路の整備
- ・ 水、地下水環境の保全
- ・ 水辺の環境と緑の保全

● 田舎の緑と歴史を大切にする

- ・ 田舎の緑と歴史の保全と再生
- ・ 農産物、田舎、歴史など再生の確保
- ・ 田舎の緑と歴史の保全

● 市民参加をすすめる

- ・ 市民が参加するまちづくり推進体制の構築
- ・ 町内会・自治会活動の促進
- ・ 地域のまちづくり活動の推進

⑤南部地域（開催当時：E地区）

《将来イメージ》

まちづくりのポイントの整理

●市民参加によるまちづくり

- ・無形文化遺産を継承、安全なまちをつくるためのまちづくり
- ・市民参加によるキャンプ地の取組の検討
- ・地域ぐるみによる公園管理などの取組、充実

●自然が豊富なキャンプ地

- ・キャンプ地は市民参加のまちづくりの核として重要な位置づけにあることもらえたまちづくり
- ・与える自然を生かした自然利用

●自然の美しい景観

- ・もっと河川沿いを整備し水と自然に親しむまちづくり
- ・河川沿いの景観地における不法投棄防止による良好な景観づくり（河川沿いの市民参加等）

●良好な住環境

- ・ふるくくなった市街地の改善とともに、現存する良好な住環境を維持
- ・高さを抑えゆとりある空間をもちた住環境づくり（用途地域の指定している地域等）

●誰にも安全な歩行空間

- ・通学通勤が中心となる幹線道路、歩行者・自転車中心の生活道路など道路のすみわけ
- ・歩道と車道の段差の解消
- ・歩道幅が狭い歩道橋渡り橋による通学通勤の歩行者の安全確保

●利便性の高い公共交通

- ・路線バスに加えて、鉄軌道と連携するバスルートの検討

●周辺とのつながり

- ・隣接する市町との連携を図るためのネットワークづくり（水川神社～高小中学校への道等）

●充実した公共施設

- ・教育施設を活用した特色ある教育（小学校の図書館利用等）
- ・今後学級等が予定されている施設の跡地について、広場（遊園地や公園）として利用

●自然と歴史にふれあえるまち

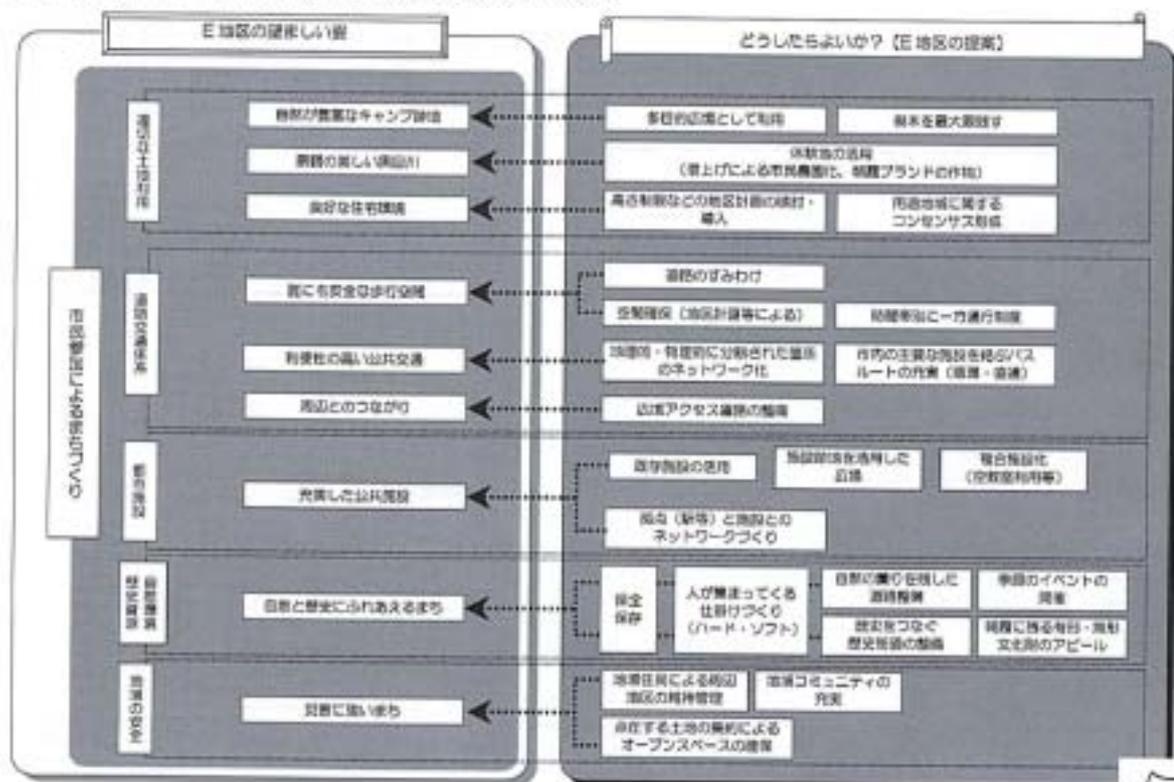
- ・市町に誇る自然や歴史・文化の保全・保存
- ・市街地内の多まっただけや農地の保全による最近に自然を感じられる環境の維持、開発化した水辺等のうるおいの創出
- ・一時的、水川神社などの歴史資源の見直し、市民参加
- ・民間に委ねることができるまちづくり（歴史資源等）

●災害に強いまち

- ・地域コミュニティの充実を図り、地域住民による防災地域の維持管理を推進
- ・災害時における助け合い
- ・土地区画によるオープンスペースの確保

5 E地区の提案（E地区の望ましい姿の実現に向けて）

“E地区の望ましい姿とは？”、“それを実現するには？”この2点についてメンバーで考えました。



(3) 地域データの比較

①内間木地域

1) 人口・世帯

人口密度は市全体で最も低く、市の人口が増加傾向にあるのに対して、内間木地域の人口は減少傾向にあります。一方で市全体に比べ高齢化が顕著です。また、地域の就業人口における第2次産業に従事する人口の割合が他地域に比べて高くなっています。



2) 土地利用

自然的利用が市平均より高くなっています。人口集中地区 (DID 地区) はありません。



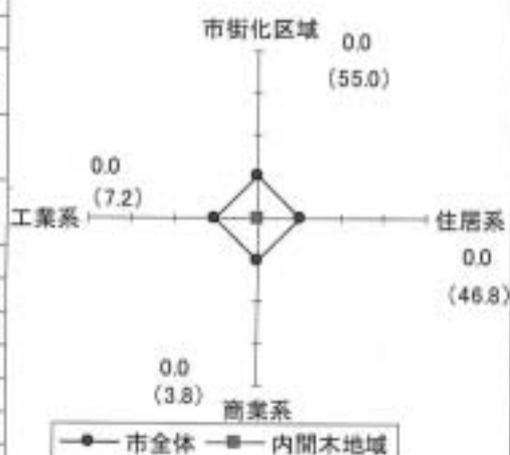
- * その他：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用排水路、溜池、堰、井溝、保安林、公衆用道路公園、および雑種地をいう。
- * 構成比：計算上、少数点第2位以下を四捨五入しているため合計が100%に満たない、あるいは超える場合がある。
- * 参考資料：平成12年 都市計画基礎調査

3) 都市計画

本地域の全域が市街化調整区域に指定されています。また、地域の東端を流れる荒川は近郊緑地保全区域に指定されています。下水道や都市計画道路などの都市基盤の整備率は低くなっています。市民一人当たりの公園面積は市全体に比べ高くなっていますが、都市公園数は1カ所となっています。

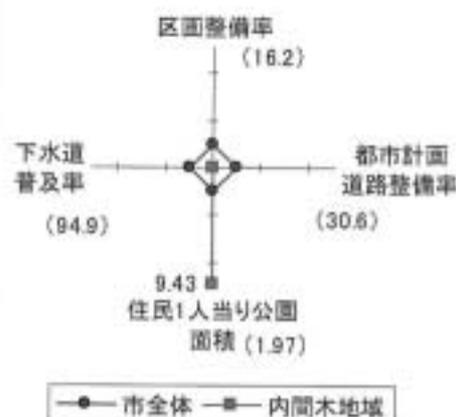
■ 区域区分、用途地域等

	内閣木地域		市全体に対する割合
	面積 (ha)	構成比	
都市計画区域	349.3	100.0%	100.0%
区域区分	市街化区域	—	55.0%
	市街化調整区域	349.3	45.0%
用途地域	第一種低層住居専用地域	—	7.1%
	第一種中高層住居専用地域	—	25.8%
	第二種中高層住居専用地域	—	0.4%
	第一種住居地域	—	12.9%
	準住居地域	—	0.6%
	近隣商業地域	—	1.8%
	商業地域	—	2.0%
	準工業地域	—	2.7%
	工業地域	—	4.6%
	旧暫定遊線引き地区	—	2.9%
その他の地域地区 (ha)	防火地域	—	14.1ha
	準防火地域	—	12.4ha
	荒川近郊緑地保全区域	98.0ha	98.0ha
	地区計画	—	26.5ha



■ 都市施設等

面整備	区画整理事業 (ha)	—	—	—	238
	大規模開発行為 (ha)	—	—	—	—
都市公園	箇所	面積		市全体	
	街区公園 (ha)	—	—	5.54	
	近隣公園 (ha)	1	1.68	4.19	
	地区公園 (ha)	—	—	14.40	
	合計 (ha)	—	1.68	24.13	
1人当たり都市公園面積 (㎡/人)		内閣木地域		市全体	
		9.43		1.97	
下水道	処理分区	新河岸川第17-2処理分区 新河岸川第17-3処理分区			
	普及率/市平均	0.0%/94.9%			
都市計画道路	計画延長 (m)	整備済 (m)	整備率		
	内閣木地域	4,420	0	0.0%	
	市全体	32,650	9,997	30.6%	

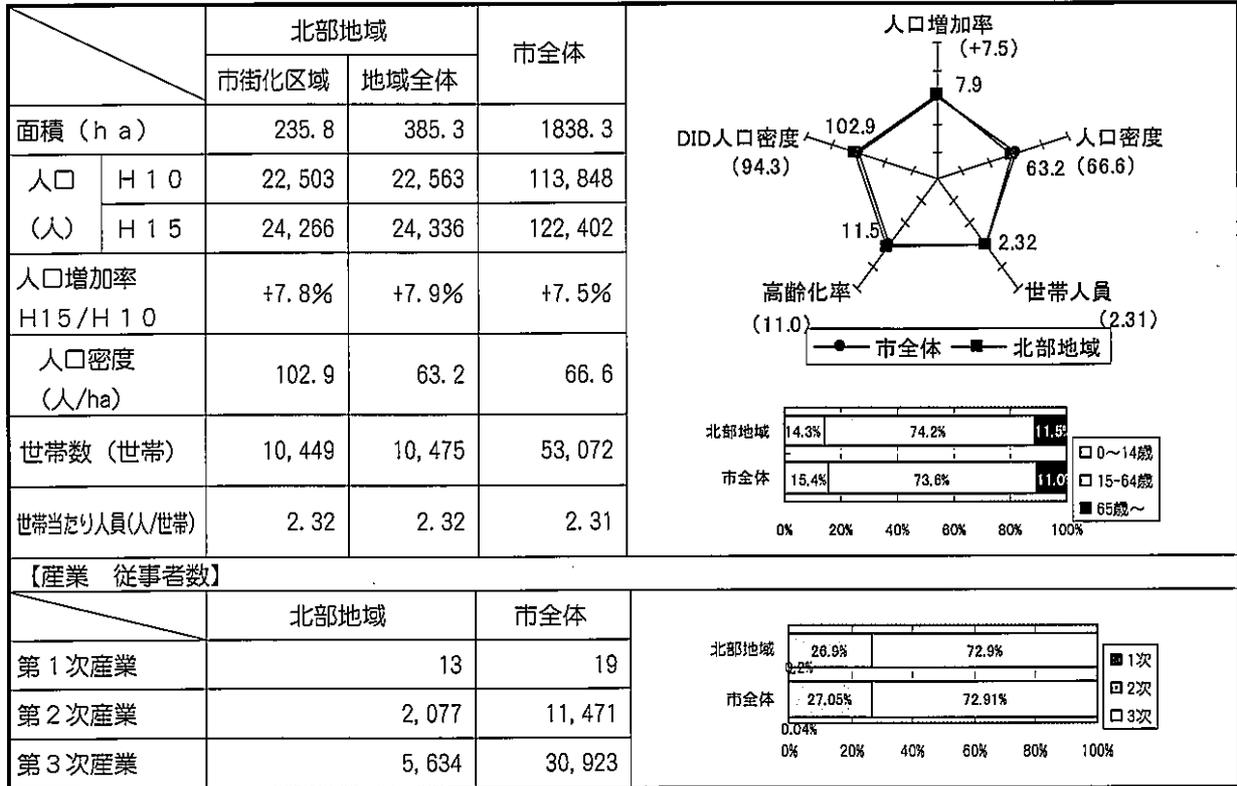


* 構成比：計算上、少数点第2位以下を四捨五入しているため合計が100%に満たない、あるいは超える場合がある。

②北部地域

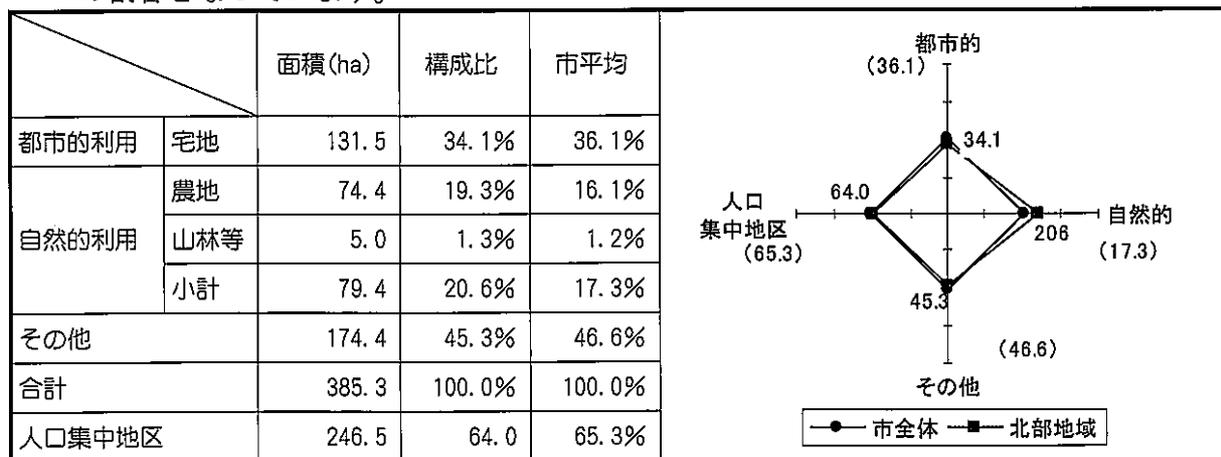
1) 人口・世帯

当地域は市全体に対して平均的な人口特性を示しています。また、第1次産業に従事する人口が他の地域よりも比較的多くなっています。



2) 土地利用

自然的利用が市平均を上回っています。その他の指標については、おおむね市平均と同程度の割合となっています。



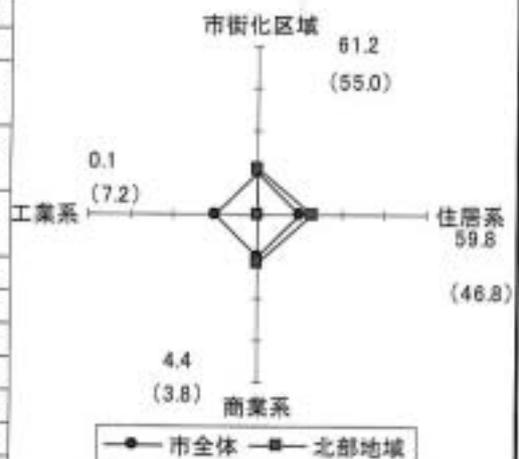
- * その他：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、溜池、堤、井溝、保安林、公衆用道路公園、および雑種地をいう。
- * 構成比：計算上、少数点第2位以下を四捨五入しているため合計が100%に満たない、あるいは超える場合がある。
- * 参考資料：平成12年 都市計画基礎調査

3) 都市計画

当地域の約 60%が市街化区域に指定されています。工業系の用途地域指定が当地域にはないことが特徴です。都市施設の整備は比較的進んでいますが、市民一人当たりの公園面積は他の地域に比べ少なくなっています。

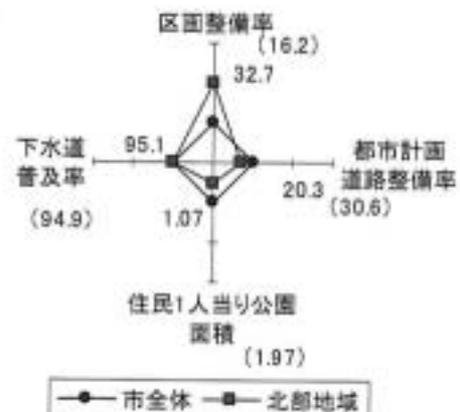
■ 区域区分、用途地域等

	北部地域		市全体に対する割合	
	面積(ha)	構成比		
都市計画区域	385.3	100.0%	100.0%	
区域区分	市街化区域	235.8	61.2%	55.0%
	市街化調整区域	149.5	38.8%	45.0%
用途地域	第一種低層住居専用地域	47.0	12.2%	7.1%
	第一種中高層住居専用地域	116.3	30.2%	25.8%
	第二種中高層住居専用地域	3.7	1.0%	0.4%
	第一種住居地域	63.1	16.4%	12.9%
	準住居地域	—	—	0.6%
	近隣商業地域	8.9	2.3%	1.8%
	商業地域	7.6	2.0%	2.0%
	準工業地域	—	—	2.7%
	工業地域	—	—	4.6%
	旧暫定逆線引き地区	10.8	2.8%	2.9%
その他の地域地区(ha)	防火地域	7.6ha	市全体	14.1ha
	準防火地域	8.9ha	市全体	12.4ha
	荒川近郊緑地保全区域地区計画	—	市全体	98.0ha
		16.5ha	市全体	26.5ha



■ 都市施設等

面整備	区画整理事業(ha)	整備済	整備中	計画中	基本構想
	大規模開発行為(ha)	52.1	—	—	107
都市公園	箇所	面積	市全体		
	街区公園(ha)	5	1.21	5.54	
	近隣公園(ha)	1	1.39	4.19	
	地区公園(ha)	—	—	14.40	
	合計(ha)	—	2.60	24.13	
	1人当たり都市公園面積(m ² /人)	—	北部地域	1.97	
下水道	処理分区	景目第5号処理分区・新河岸16-4-2処理分区			
	普及率/市平均	95.1%/94.9%			
都市計画道路	計画延長(m)	整備済(m)	整備率		
	北部地域	6,400	1,298	20.3%	
	市全体	32,650	9,997	30.6%	

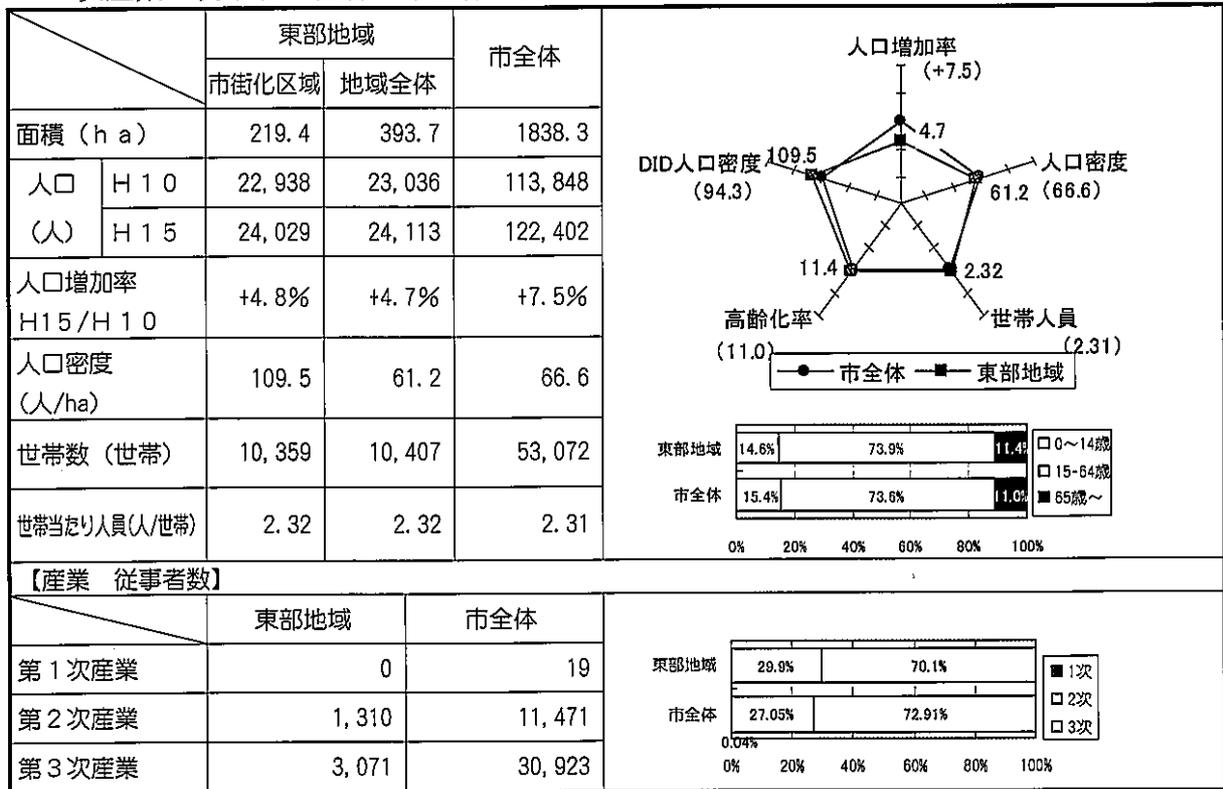


* 構成比：計算上、少数点第2位以下を四捨五入しているため合計が100%に満たない、あるいは超える場合がある。

③東部地域

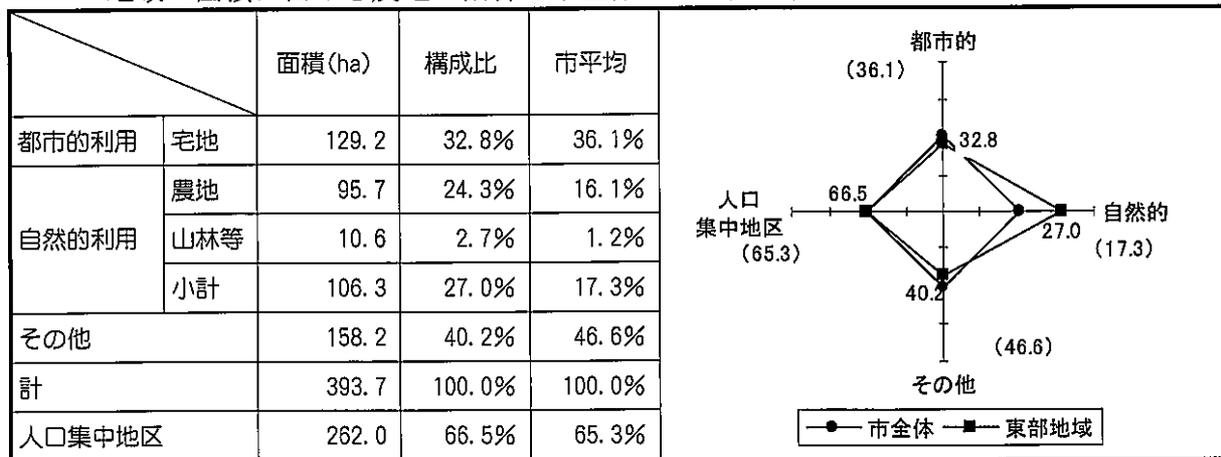
1) 人口・世帯

当地域の人口増加率は市全体に比べやや低くなっています。また、就業人口に占める第2次産業の従事者の割合が市全体に比べ高くなっています。



2) 土地利用

地域の面積に占める農地の割合が市全体に比べ高く、自然的利用が高くなっています。



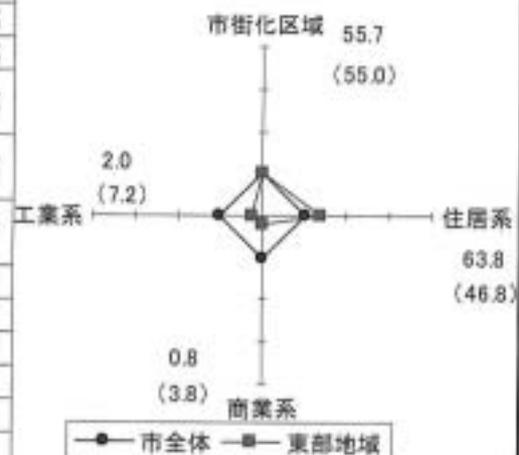
- * その他：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、溜池、堤、井溝、保安林、公衆用道路公園、および雑種地をいう。
- * 構成比：計算上、少数点第2位以下を四捨五入しているため合計が100%に満たない、あるいは超える場合がある。
- * 参考資料：平成12年 都市計画基礎調査

3) 都市計画

商業系、工業系の用途地域指定が市全体に比べ少ないことが特徴です。また、地域の約10%を旧暫定逆線引き地区に位置づけられる部分が占めています。都市基盤の整備については土地区画整理事業、都市計画道路の整備が進んでいないことが挙げられます。

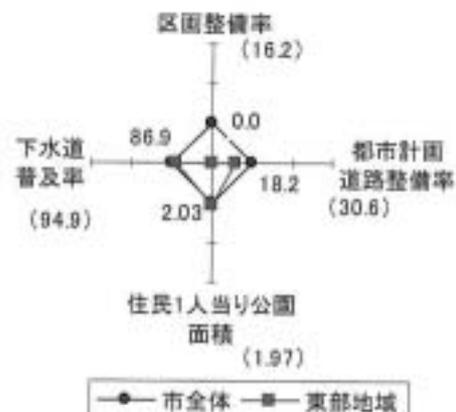
■ 区域区分、用途地域等

	東部地域		市全体に対する割合
	面積(ha)	構成比	
都市計画区域	393.7	100.0%	100.0%
区域区分			
市街化区域	219.4	55.7%	55.0%
市街化調整区域	174.3	44.3%	45.0%
用途地域			
第一種低層住居専用地域	83.3	21.2%	7.1%
第一種中高層住居専用地域	103.9	26.4%	25.8%
第二種中高層住居専用地域	—	—	0.4%
第一種住居地域	63.6	16.2%	12.8%
準住居地域	—	—	0.6%
近隣商業地域	—	—	1.8%
商業地域	3.3	0.8%	2.0%
準工業地域	—	—	2.7%
工業地域	7.8	2.0%	4.6%
旧暫定逆線引き地区	42.4	10.8%	2.9%
その他の地域地区(ha)			
防火地域	—	—	14.1ha
準防火地域	—	—	12.4ha
荒川近郊緑地保全区域	—	—	98.0ha
地区計画	—	—	26.5ha



■ 都市施設等

面整備	整備済	整備中	計画中	基本構想	
	区画整理事業(ha)	—	26.2	70.2	—
	大規模開発行為(ha)	1.4	—	—	—
都市公園	箇所	面積	市全体		
	街区公園(ha)	4	1.38	5.54	
	近隣公園(ha)	—	—	4.19	
	地区公園(ha)	1	3.49	14.40	
	合計(ha)	—	4.87	24.13	
	1人当たり都市公園面積(m ² /人)	東部地域	1.97		
			2.03		
下水道	処理分区	栗田第7処理分区・新河第18-1処理分区			
	普及率/市平均	86.9%/94.9%			
都市計画道路	計画延長(m)	整備済(m)	整備率		
	東部地域	7,150	1,300	18.2%	
	市全体	32,650	9,997	30.6%	

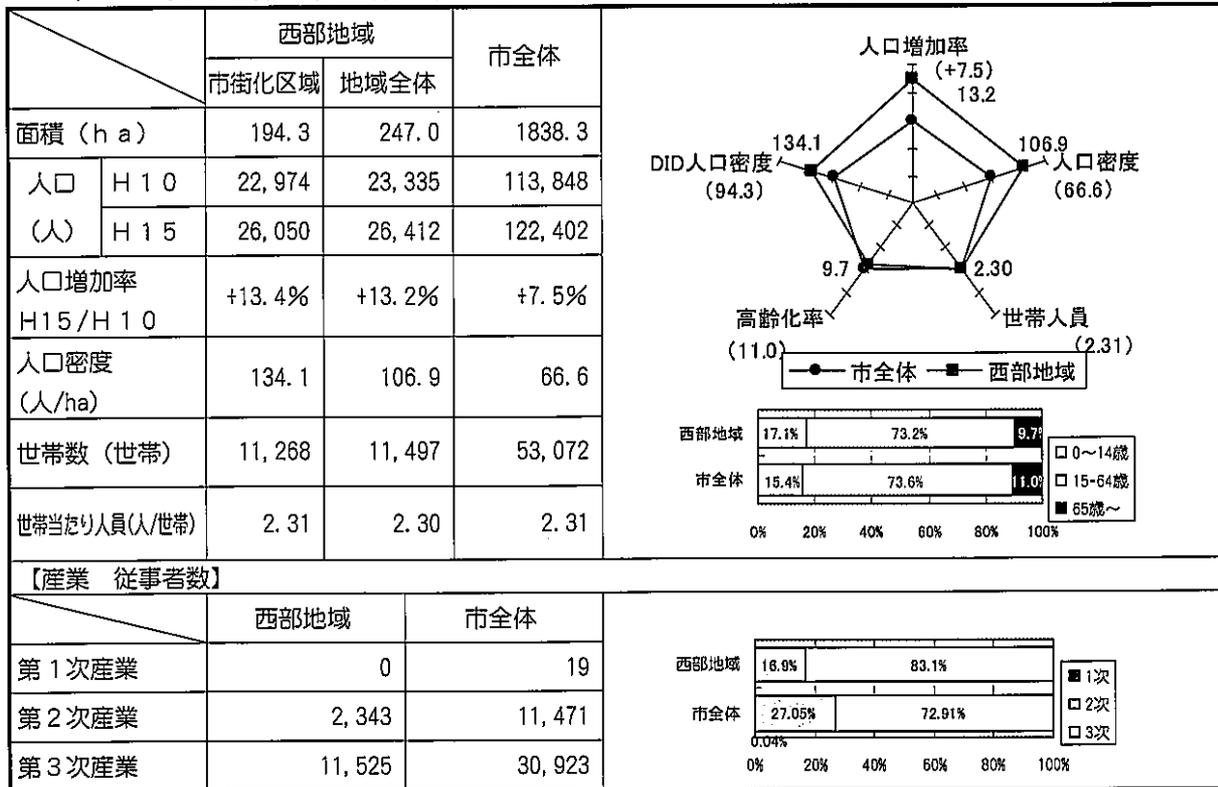


* 構成比：計算上、少数点第2位以下を四捨五入しているため合計が100%に満たない、あるいは超える場合がある。

④西部地域

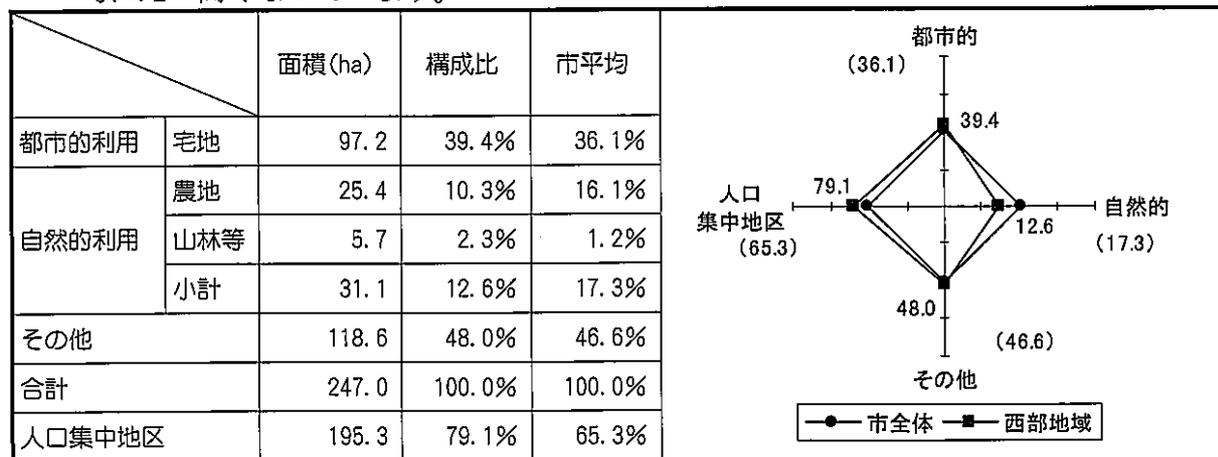
1) 人口・世帯

地域の人口増加率は市全体と比べて非常に高く、人口密度も高くなっています。また、就業人口に占める第3次産業の従事者の数が多くなっています。



2) 土地利用

市平均と比べ、農地等自然的利用の割合が低くなっています。人口集中地区の割合は、市平均に比べ高くなっています。



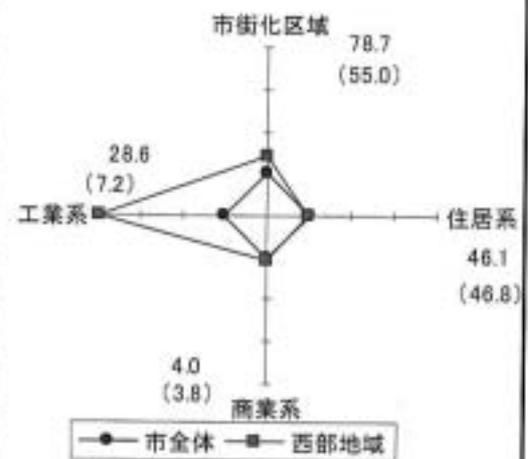
- * その他：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、溜池、堤、井溝、保安林、公衆用道路公園、および雑種地をいう。
- * 構成比：計算上、少数点第2位以下を四捨五入しているため合計が100%に満たない、あるいは超える場合がある。
- * 参考資料：平成12年 都市計画基礎調査

3) 都市計画

当地域の約80%を市街化区域が占めており、また工業系の用途地域指定が高くなっています。下水道整備・区画整理は進んでいますが都市計画道路の整備は進んでおらず、一人当たりの公園面積は低くなっています。

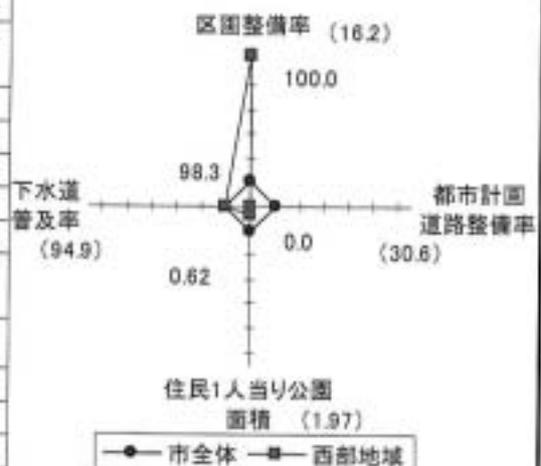
■ 区域区分、用途地域等

	西部地域		市全体に対する割合
	面積(ha)	構成比	
都市計画区域	247.0	100.0%	100.0%
区域区分			
市街化区域	194.3	78.7%	55.0%
市街化調整区域	52.7	21.3%	45.0%
用途地域			
第一種低層住居専用地域	—	—	7.1%
第一種中高層住居専用地域	75.0	30.4%	25.8%
第二種中高層住居専用地域	4.1	1.7%	0.4%
第一種住居地域	34.7	14.0%	12.9%
準住居地域	—	—	0.6%
近隣商業地域	3.5	1.4%	1.8%
商業地域	8.5	2.6%	2.0%
準工業地域	28.1	11.4%	2.7%
工業地域	42.4	17.2%	4.6%
旧指定逆線引き地区	—	—	2.9%
その他の地域地区(ha)			
防火地域	—	6.5ha	14.1ha
準防火地域	—	3.5ha	12.4ha
荒川近郊線地保全区画地区計画	—	—	98.0ha
		10.0ha	25.5ha



■ 都市施設等

面整備		整備済	整備中	計画済	基本構想
区画整理事業(ha)	33.4	—	—	—	—
大規模開発行為(ha)	—	—	—	—	—
都市公園		箇所	面積	市全体	
街区公園(ha)	6	—	1.62	5.54	
近隣公園(ha)	—	—	—	4.19	
地区公園(ha)	—	—	—	14.40	
合計(ha)	—	—	1.62	24.13	
1人あたり都市公園面積(m ² /人)	—	—	西部地域 0.62	1.97	
下水道	処理分区	新大塚1区・新大塚2区・新大塚3区・新大塚4区・新大塚5区・新大塚6区・新大塚7区・新大塚8区・新大塚9区・新大塚10区			
普及率/市平均	—	—	98.3%/94.9%	98.3%	94.9%
都市計画道路	計画延長(m)	整備済(m)	整備率		
西部地域	5,030	0	0.0%		
市全体	32,650	9,997	30.6%		

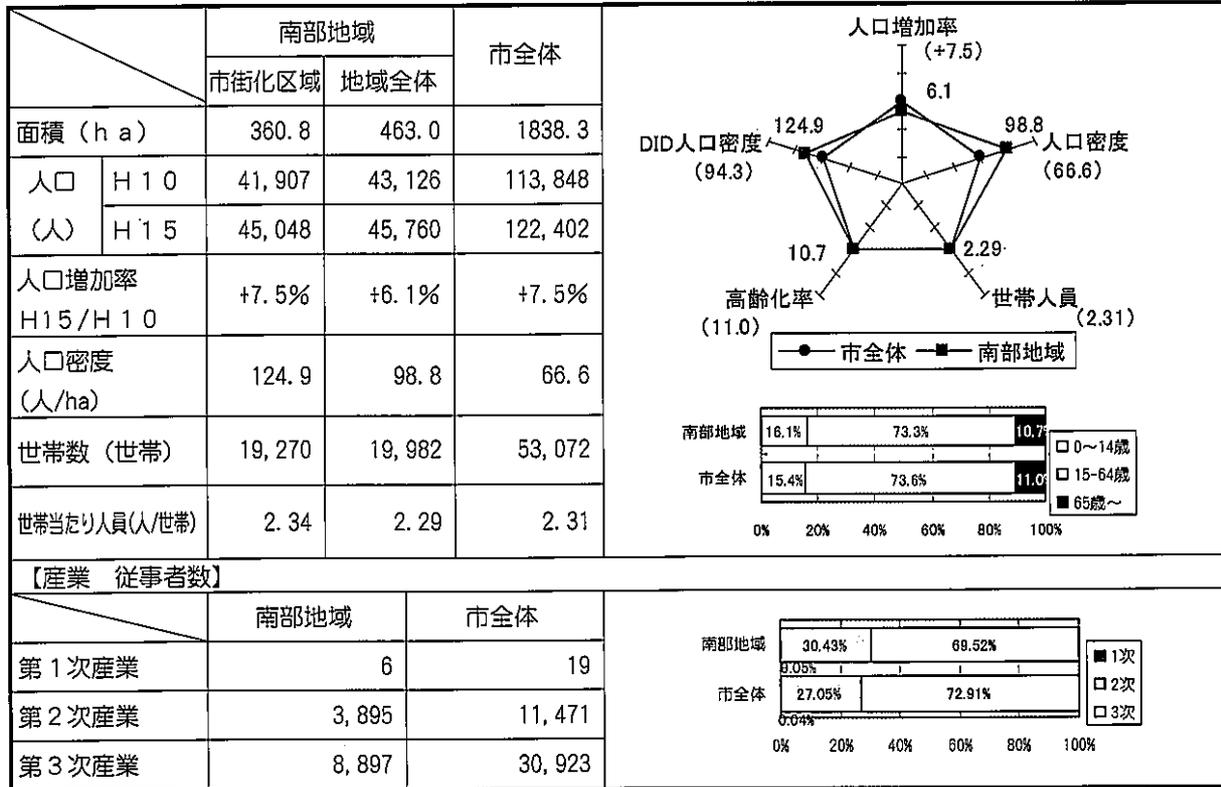


* 構成比：計算上、少数点第2位以下を四捨五入しているため合計が100%に満たない、あるいは超える場合がある。

⑤南部地域

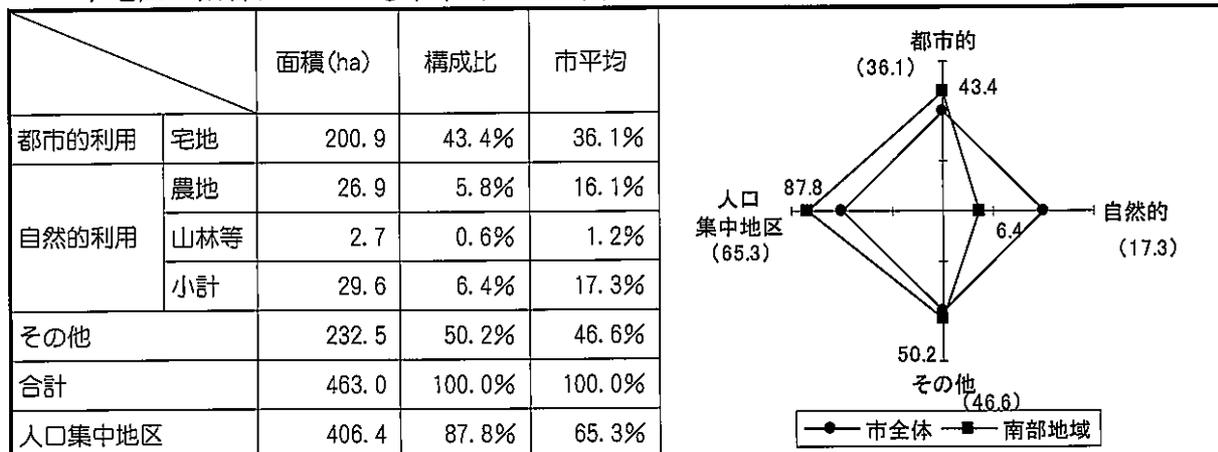
1) 人口・世帯

市全体に比べ人口密度が高くなっています。また、全就業人口に占める第2次産業の従事者が比較的高くなっています。



2) 土地利用

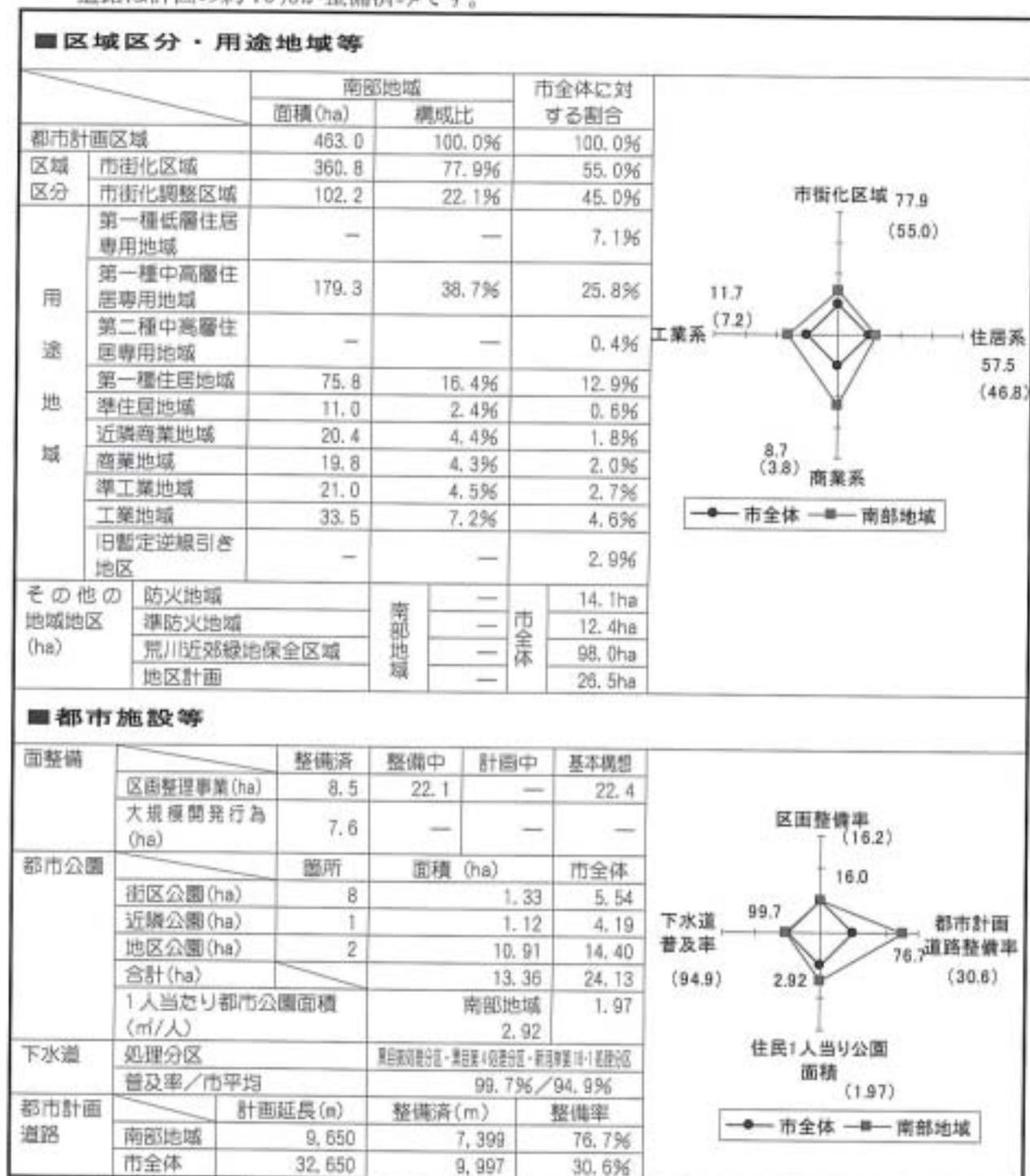
自然的利用の割合が市平均に比べ低く、都市的利用の割合が高くなっています。また人口集中地区の割合についても市平均に比べ高くなっています。



- * その他：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、溜池、堤、井溝、保安林、公衆用道路公園、および雑種地をいう。
- * 構成比：計算上、少数点第2位以下を四捨五入しているため合計が100%に満たない、あるいは超える場合がある。
- * 参考資料：平成12年 都市計画基礎調査

3) 都市計画

当地域の約 80%が市街化区域に指定されています。また、商業系、工業系の用途地域指定が市全体に比べ多いことが特徴です。都市施設の整備状況は比較的進んでおり、特に都市計画道路は計画の約 70%が整備済みです。



* 構成比：計算上、少数点第2位以下を四捨五入しているため合計が100%に満たない、あるいは超える場合がある。

6. 用語集

あ行

●NPO

「Non Profit Organization」の略で、一般的に民間非営利組織などと訳される。利益配分をせず、民間の立場で自発的に社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために行動する団体などを指す。

●アクセス

目的地まで接続する経路や交通機関などのこと。または目的地まで行き来することの容易さのこと。

●朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱

開発行為等及び中高層建築物の建築を行う事業主に対して、公共、公益施設等の整備に関し、特別の協力を求め、市街地の健全な発展と地域住民の生活環境の保全に寄与する目的で定められた要綱のこと。

●朝霞市環境基本計画

「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」に基づき、本市が実施すべき環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画のこと。平成14年(2002年)3月に策定された。

●朝霞市住宅マスタープラン

平成8年(1996年)3月に本市が策定した、住宅政策を総合的に進めるための指針のこと。住宅事情に関する現状分析、住宅政策の課題の整理および地域特性に配慮した施策の展開なども盛り込まれている。

●朝霞市総合振興計画

地方自治法に基づく本市の最上位計画で、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために長期的な指針となるもの。

平成8年(1996年)に策定した第3次朝霞市総合振興計画は目標年次を平成17年度までとし、現在、第4次総合振興計画を策定中である。

なお、計画の策定にあたっては、市町村議会の議決を経なければならない。

●朝霞市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、本市の地域に係る災害について、予防対策、応急対策、復旧対策について定め、市および関係機関が処理すべき事務または業務について定めた計画のこと。

●朝霞市中心市街地活性化基本計画

平成10年(1998年)7月に施行された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき、平成16年(2004年)3月に策定された計画のこと。

この計画では、朝霞駅周辺を含む範囲を中心市街地の区域とし、地域の創意工夫を活かしつつ、「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な施策を国・自治体・民間事業者が連携して推進することにより、空洞化が進行している中心市街地の活性化を推進することを目的としている。

●朝霞市福祉のまちづくり基本方針

平成7年(1995年)3月に制定された埼玉県福祉のまちづくり条例を基本とし、本方針の基本理念である「やさしい福祉のまち」朝霞を実現するため、市民が生活していくうえで必要な施設について、すべての市民が安全かつ快適に生活できる福祉のまちづくりを進めることを目的とし、平成9年(1997年)3月に定められた方針のこと。

●朝霞市みどりの基金

残存する樹林・樹木など、都市内などで希少となった緑の保全および緑化の推進に必要な土地の取得等に要する財源に充てるために設置された基金のこと。

●朝霞市緑の基本計画

都市緑地保全法に基づき、市町村が定める「緑地保全および緑化の推進に関する基本計画」のこと。平成12年(2000年)3月に策定された本市の計画では、都市公園や緑地の整備、緑のまちづくり推進のための施策等が盛り込まれている。

●朝霞市緑化推進条例

市内にある緑地の保護および緑化の推進に関する必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の形成に寄与することを目的として、平成元年(1989年)4月に施行された条例のこと。

この条例に基づき、保護する必要があると認められた樹木等を、所有者等の同意を得て保護地区または保護樹木として指定している。

●朝霞調節池

新河岸川における総合治水対策の一環として整備された、洪水時に雨水を一時的に貯蓄し、出水量が最大になる時点の流量を調節するための施設のこと。新河岸川流域の浸水被害を減らす役目を担っている。

●アメニティ

一般的には、心地よさ、快適さなどを指す。生活する身の回りの安全性、健康的、利便性など環境の快適な状況を指す。

●荒川近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、良好な自然的環境を形成している樹林地、水辺地等について内閣総理大臣が指定する区域のこと。本市では昭和42年(1967年)2月に荒川河川敷の98haが指定された。

●雨水浸透ます

雨水を地下に浸透させやすくするために、底と横に穴があいている雨水ますのこと。都市水害の防止、地下水の確保や湧水の復活などの効果が期待される。

●延焼遮断帯

広幅員の道路、公園、緑地、河川、鉄道などとその周辺市街地により形成される、火災の延焼拡大を遮断する効果がある帯状の空間のこと。

●オープンスペース

道路、公園、広場、河川、農地などの建物によって覆われていない土地や空間のこと。

か行

●回遊性

ある一定の区域内を一巡するように移動できること。

●合併処理浄化槽

し尿などの生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化処理する施設を浄化槽といい、合併処理浄化槽は、し尿のみを浄化する単独処理浄化槽とは異なり、し尿と台所や洗面所、風呂場などからの排水を併せて処理する浄化槽のこと。

●川越街道膝折宿

膝折宿は川越街道の江戸から4番目の宿場で、江戸時代、平林寺や川越東照宮への参拝者、川越藩の参勤交代などで賑わいを見せていました。宿場には、本陣や脇本陣(本陣に入りきらなかった大名の家臣などを泊める場所。通常は旅籠として営業。)があり、脇本陣は現在でも当時の面影を偲ぶことができる。

●環境共生住宅

地球環境を保全するという観点から、エネルギー、資源、廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的にかかわりながら、健康で快適に生活できるように工夫された住宅のこと。

●環境負荷(環境への負荷)

ごみの排出、工場からの排水、自動車からの排出ガスなど、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

●既成市街地

一般的には、都市において道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域を指す。

●キャンプ朝霞跡地

昭和20年(1945年)、陸軍予科士官学校などの旧軍事施設の跡地を利用するためにアメリカ軍が進駐し「キャンプ朝霞」をつくりました。昭和35年にキャンプの南地区は自衛隊が駐屯することになり、北地区では引き続きアメリカ軍基地として機能が存続していました。その後、昭和49年(1974年)、北地区の一部を除く大部分が日本に返還されることが決まり、昭和61年(1986年)には、北地区に残されていたアメリカ軍通信施設が返還となり、戦後41年を経て、本市にあるアメリカ軍基地は完全に姿を消しました。

現在、キャンプ朝霞跡地には小中学校、公園、図書館、体育館、陸上競技場など各種の公共施設が整備されてきましたが、北地区の約22haが未利用地となっています。

この未利用地については、国の方針転換により、具体的な跡地利用計画を策定することとなっている。

●旧暫定逆線引き地区

市街化区域において、農地等の未利用地が残し、計画的な市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したまま、一旦市街化調整区域に編入し、土地区画整理事業等の計画的な基盤整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入する制度を「暫定逆線引き」といいます。

しかし、計画的な基盤整備が実施される見通しが立たない状況等を勘案し、平成15年(2003年)の第5回区域区分の見直しの方針では、この制度を廃止し、新たに運用しないこととしました。

なお、これまで暫定逆線引き地区として位置づけられてきた区域については「旧暫定逆線引き地区」として、原則、市街化区域への編入に向けた取り組みを推進する一方で、用途地域を廃止すれば、通常市街化調整区域とすることも可能となりました。

●旧高橋家住宅

根岸台2丁目にある「旧高橋家住宅」は、江戸時代中期(1680年代)までに建てられたと推定される県内でも最も古いかやぶき民家の一つです。一般的な農家の建物が300年以上の間大きな改造も加えられず、現在に残っていることは貴重なことであることから、その住宅・敷地が平成13年(2001年)11月に重要文化財の指定を受けた。

重要文化財である主屋の他、倉・納屋等の建物や畑、屋敷林、雑木林が一緒に残されており、武蔵野台地の農家の構成をよく伝えている。

●狭あい道路

建築基準法において必要とされる幅員4mに満たない道路のこと。

●狭小住宅

敷地や住宅の規模を小さくして開発された建物などを指す。

●協働

市民同士、あるいは市民と行政などがそれぞれの役割分担のもとに、目的を共有し、協力・協調する取り組みのこと。

●建築協定

住宅地や商店街などにおいて、区域の環境や利便性を維持増進するために定める協定のこと。

この協定は、一定の区域内の土地所有者等が、全員の合意により、区域内で建築物を建てる場合の敷地、構造、高さ、用途等について、建築基準法の規定より厳しい基準を定めることができる。

●交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他の交通機関に乗り換えるための駅前広場のように交通動線が集中する箇所のこと。

●高度地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。

用途地域内において、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めた地区のこと。

●コミュニティ

一般的には「地域共同体」あるいは「地域共同社会」などと訳されるが、ここでは、地域に居住する人が生活していく上で、認識を共有できる一定のまとまりのこと。

●コンパクト

コンパクトシティともいい、市街地の拡散を抑さえ、自家用自動車に依存しない交通体系を

維持し、歩行による生活圏が確保されることなどをいう。より身近なところで質の高い生活環境を享受できるようにするまちづくりを指す。

さ行

●里親制度

アダプト制度ともいい、道路や公園などの公共施設について、美化活動、清掃活動などの環境美化を市民に委託することによって、市民が公共施設等の管理等に關し里親になれる制度のこと。

埼玉県では、平成14年(2002年)4月より「埼玉県道路里親制度(彩の国ロードサポート)」を導入し、埼玉県が管理する道路について、ボランティアで道路の清掃美化活動を行う市民の団体、学校、企業等を「道路の里親」として埼玉県が認定し、地元市町村とともに支援を行う制度を実施している。

●市街化区域

都市計画区域内において、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

●市街化調整区域

都市計画区域内において、市街化を抑制すべき区域のことで、原則として建物の建築が制限される。

●市街地整備基本計画

市街化区域内の整備を効率的かつ計画的に推進するために策定される総合的なプログラムで、市街地整備の整備手法、主体、時期を明らかにする計画のこと。

●市内循環バス

市内循環バス(愛称:わくわく号)は、市民生活の利便性向上を図るため、市役所をはじめ、主な公共施設、朝霞駅、北朝霞駅(朝霞台駅)を結ぶ路線バスで、平成6年(1994年)から運行している。

●市民トラスト

「Trust=信託」という意味であり、市民トラストとは、緑地などの自然を守るため、市民からの寄付金等によって買い入れたり、寄贈を

受けたりして、保存・管理し、次世代に残していくことを目的とした市民運動のこと。

埼玉県内では「見沼ランドトラスト」「トトロの森」等が知られている。

●市民農園

農家などの農地所有者が、近隣住民等のために、農作業などの目的で使用させる農園のこと。

実際に野菜を栽培することにより自然にふれあい、農業に対する理解を深めることを目的としている。

●地元学

地域住民自らが主体となって魅力ある地域社会の形成を目指し、自分達の生活する地域のことを調べ、考え、創りあげていく活動のこと。

具体的には、地域住民が、外部地域の視点や助言を得ながら、主体的に自分達の足で地域を調べ、マップ等を作成し、地域の固有性や豊かさへの視点を開発し、地域づくりを推進するために行動をおこすというもの。

従来の郷土史や民俗学、地域学のように、調査し単なる資料を作成するに留まらず、地域の人々が問題解決の当事者になることで、内発的な地域づくりや問題解決に発展しやすく、全国の自治体から注目を浴びている。

●斜面林

武蔵野台地および荒川低地の間にある崖や斜面など地形差の生じている部分に残されている緑のこと。近年では貴重な自然資源としての価値が見直され始めている。

●住環境

住宅をとりまく環境のこと。身近な居住空間から、住宅の周囲、地域などが構成要因とされ、自然環境、交通環境、教育環境、医療環境など、居住する場をとりまく環境を指す。

●集落地

一般に、自然的条件及び地域住民の社会生活の一体性、その他からみた社会的条件に照らし、一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域のこと。ここでは、主に市街化調整区域において人が集まって生活している地域を指す。

●循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会基本法では「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

●省エネルギー住宅

国土交通省の定める次世代省エネルギー基準にかなう室内環境を一定に保ちながら、使用するエネルギー量を少なくできる住宅のこと。

●少子高齢化

少子化とは出生率の低下により子供の数が少なくなることであり、高齢化とは人口に対し高齢者人口が占める割合が高い場合のことである。

少子高齢化が進むと、社会保障負担の増加、人口減少による経済の活力低下の可能性などが懸念される。

●人口集中地区（DID）

人口密度が1k㎡あたり約4,000人以上の地区が集中し、合計人口が5,000人以上となる地区のこと。

英訳「Densely Inhabited District」の頭文字をとってDIDともいう。

●親水空間

河川など水辺の空間利用によって、水と親しむ、水にふれられる場所のこと。一般に河川沿いの遊歩道や公園などを指す。

●伸銅工業

伸銅工業は、銅の棒に熱を加えて軟らかくし、細い針金に加工する産業のこと。

本市の伸銅工業は、江戸時代に黒目川などの豊富な水を利用して、水車が設けられ、その動力として利用されていた。やがて伸銅工業は、動力を水車から蒸気機関、電気へと変えながらも、朝霞の地場産業としてその後も栄えました。このことから朝霞は、関東における伸銅工業の発祥の地といわれています。

●シンポジウム

一つの問題について、数人の意見を発表し、それについて聴衆の質問に答える形で行われる討論会のこと。

●シンボル

都市や場所の顔として、地域社会にその個性として認知される象徴となる要素を指す。

●スーパー堤防（高規格堤防）

スーパー堤防は土でできた緩やかな勾配がある幅の広い堤防のこと。現在の堤防を超える大洪水に対し壊れない構造になっており、スーパー堤防上の区域は、通常の利用が可能となる。

スーパー堤防と一体となったまちづくりの構想である荒川（埼玉ブロック）沿川整備基本構想は、関係行政機関が共同して平成13年(2001年)8月に策定された。

●生活道路

一般的には、幹線道路網が整備されたその網の内部で、住民が幹線道路、鉄道駅、学校等の公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接なかかわりをもつ市町村道レベルの道路をいう。

●生産緑地

市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図るもの。なお、生産緑地に指定を受けると、原則、農地等としての管理を30年間継続することが義務づけられる。

本市では平成4年(1992年)12月に初めて生産緑地を指定している。

●整序

現在の環境等を望ましい姿へと順に変えていくこと。

た行

●タウンウォッチング

ここでは、日常生活で見過ごしてきた、また当たり前と思ってきた「まち」の事柄等について、「まちを歩く」ことによって、その地域の資源や課題を発見・確認し、写真等を集め、整理・分析することで地域に関する情報を共有する手法のこと。

都市計画マスタープラン地域別構想の検討にあたって設けられた地域別ワークショップでは、計17回のタウンウォッチングが実施された。

●建て詰まり

一般的な市街地に比べ建物が密集し、道路等の空地も不足している状況を意味する。

●地域地区

都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、合理的な土地利用を図るもの。具体的には、用途地域、防火地域・準防火地域、高度地区、地区計画等がこれに含まれる。

●地域通貨

日本の通貨である「円」などとは違った「もうひとつのお金」ともいえるべき働きをするもので、ある特定の地域内やグループ内において循環、流通させるシステムのこと。

具体的には、お互いに助けられ支えあうサービスや行為を、時間や点数、地域やグループ独自の紙券などに置き換え、これを通貨としてサービスや物と交換して循環、流通させるものであり、ボランティアや市民活動など「円」では表現することが難しい善意や感謝の気持ちを表現する手段として、地域のコミュニティづくりや地域内の経済循環の活性化等に活用されている。

●地下水のかん養

地下に雨水を浸透させて、地下水の量を増やすこと。地下水を増やすことは、水害防止や、地盤沈下防止への効果が期待できる。

●地区計画

比較的小規模の地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設の配置などから見て、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備し保全するため、都市計画法に基づき、市町村が都市計画で定める計画のこと。

本市では平成3年(1991年)1月に北朝霞地区地区計画を定めており「商業・業務地としての合理的な土地利用の実現と健全な市街地環境の形成・保持」を地区の目標としている。

●地産地消

「地域生産地域消費」の略で、地域で生産された農林産物をその地域で消費する、また地域が必要とする農林産物は地域で生産すること。

特に「食」において、地域でとれた新鮮で安全・安心できる食材を通じて、作る人、流通する人、加工する人、販売する人、消費する人など各分野の人々が連携し合い、互いの顔が見える関係を築いていく取り組み。

「人と人のつながり」を原点として、食農教育や食育、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安心・信頼、さらには、食を柱としたいいきいきとしたまちづくりなど地域づくりへのつながりが期待されている。

●中高層住宅地

用途地域でいう、中高層住居専用地域から住居地域までの土地利用をイメージしたもの。

●低層住宅地

用途地域でいう、低層住居専用地域の土地利用をイメージしたもの。

●透水性舗装

アスファルトに混合する砕石の割合を多くして、路面に隙間をつくることにより、雨水を、舗装体を通して直接地中に浸透させる舗装工法のこと。

●都市基盤

都市における社会的・経済的活動を支える施設の総称で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等の都市の根幹をなす公共施設のこと。

●都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画のこと。

●都市計画区域

都市計画区域は、都市計画を策定する場であり、無秩序な市街化を防止し、良好な市街化を図るため、都市計画法に基づき決定される区域のこと。都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分される。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

都市計画法の規定に基づき、都市計画区域を整備し、開発し、保全する上で重要な事項を規定するもので、都市の発展の動向、人口や産業の見通しなどを勘案して、産業活動の利便と居

住環境の保全を図るため、都市計画区域について、(1)都市計画の目標、(2)区域区分の決定の有無及び区域区分を定めたときはその方針、(3)土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めたもの。

●都市計画決定

都市計画を一定の法的手続きにより、計画内容を決定することをいう。この決定によって都市計画制限が働き、権利者に一定の制限が加えられ、事業化が図られる。一般的な都道府県知事が定めるものと、市町村が定めるものとに分かれる。

●都市計画道路

都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画決定された道路をいう。

一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。

本市では、15路線、延長32,650mが都市計画決定されている。

●都市計画の提案制度

平成15年(2003年)1月に施行された都市計画法の改正に伴い新たに創設された制度で、土地所有者等やNPOなどが、提案に必要な一定の条件(対象面積、対象区域内の土地所有者等の同意など)を満たした上で、都市計画の素案を添えて、都道府県または市町村に対し、都市計画の提案ができる制度のこと。

●都市公園

都市計画公園および地方公共団体が定める都市計画区域内において設置する公園のこと。

本市には、平成16年(2004年)3月現在、街区公園23カ所、近隣公園3カ所、地区公園3カ所の計29カ所が開設されている。

●都市軸

都市の骨格を生み出す、基本の骨組みとなる軸のこと。

●土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事

業。区域内の土地を交換・分合(換地という)し、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩という)、それを道路や公園等の新たな公共用地として整備し、宅地を整形化して土地利用増進を図り、良好な環境の市街地として整備する事業のこと。

本市では、北朝霞地区、本町一丁目地区、越戸地区で事業が完了し、広沢地区、向山地区、根岸台五丁目地区で事業を推進している。

●土地利用

土地は、現在および将来における「まち」のために限られた資源であるとともに、生活や産業等を通じて行う諸活動の共通の基盤です。

土地利用は、安全で快適な暮らしやすい「まち」をつくるために、地域の自然環境の保全や、住宅地、商業地、工業地等の利用目的に配慮して土地の使い方を定めること、または土地の使い方の状況をいいます。

な行

●任意協定

地区の住民が、建物の用途、色彩、形態などの外観や緑化など、まちづくりに関するルールを決めて、地区の住民でそれを守っていくという協定のこと。

●ネットワーク

網状の組織を示す言葉で、ここでは拠点となる駅や公園、公共施設などを道路や河川などの空間で結び付けていくことを指す。

は行

●バイパス

交通が混雑する市街地や主要道路を避けて、迂回して設けられる道路のこと。

●ハンプ

段差舗装のこと。自動車のスピードを減速させて徐行を促すための道路面に設置する凸型の設備のこと。

●PFI

「Private Finance Initiative」の略で、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用

して行う公共サービスのこと。

PFIは、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目的とし、公共施設等の建設、維持管理および運営を行う手法である。

●ヒートアイランド

東京などの大都市で、郊外の地域に比べ都心部を中心として島状に気温が高くなる現象のこと。都市部では、道路やビルなどによって、地面の大部分がアスファルトやコンクリートで覆われているため、熱をためこみやすく、また、自動車や冷暖房などから排出される熱の量が多いことなどがその原因となっている。

●終塚古墳

岡3丁目にある終塚古墳は、県南部で墳丘が残る唯一の前方後円墳として、平成14年(2002年)3月に埼玉県指定史跡に指定されました。これまでの発掘調査で、長さ約72m、高さ約4.5m、出土された古墳などから6世紀前半につくられたと推定されています。

この古墳を中心とした終塚古墳歴史広場は、平成16年(2004年)5月に開園した。

●ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と、場所を意味する「トープ」を意味する合成語で、安定した生活環境をもった「動植物の生息環境」のこと。

ある限られた地域に、元来そこにあった自然風景を復元することを指す。

●避難場所

地震、火災、水害などの災害時の住民が避難することのできる安全な場所で、公園・緑地・広場などの公共の空地を指す。

●風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市の風致を維持するために定められる地区のこと。

風致地区の指定地としてふさわしい土地の区域は、季節感のある風景地、水辺地や樹林地、公園、緑豊かな低密度住宅地などである。

●不燃化

建築物を鉄筋コンクリート構造やレンガ造

などにより、火災等において一定の時間以上耐えられる性能があるものに転換していくこと。

●ベッドタウン

大都市の周辺に立地する住宅都市のこと。都心部に通勤する人びとが、寝るためにだけに帰ってくるまちであるということから称される。

●防火地域・準防火地域

都市計画法に定める地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、建築物を構造面から規制する地域のこと。

主に商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地やその周辺地において指定される。

これらの地域に指定され、一定規模以上の建築物は、耐火建築物や準耐火建築物(鉄筋コンクリート造)等の性能が要求される。

●ポケットパーク

「ベストポケットパーク」の略で、チョコッキのポケットほどの公園という意味。わずかなスペースを使用して都市環境を改善しようとして整備するミニ公園のこと。

ま行

●まちづくり基金

「基金」とは、地方自治体が特定の目的のために、資金を積み立て、財産を維持または定額の資金を運用するために設けた財産のことをいい、まちづくり基金は、特にまちづくりの推進を図るために設置するものをいう。

●まちづくり条例

地方自治体はその管理する事務について、法律等の上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法律のこと。

一般的に、まちづくりの条例においては、まちづくりの計画や手法、開発や建築の際のルール、まちづくりをすすめるにあたっての住民の参加などの仕組みを定めた条例が多い。

●未接道(接道義務)

建築物の敷地は、原則として建築基準法において定められた道路に2m以上の幅で接しなければならず、このことを「接道義務」といい、その義務を果たしていない敷地を「未接道敷地」という。

●ミニ区画整理事業

敷地整序型の土地区画整理事業のこと。土地区画整理事業の運用の一つで、比較的小規模な地区において、敷地レベルで土地の交換や再配置および道路の付け替えによる敷地の一体化等により、土地利用の促進や住環境の向上を図る事業のこと。

一般的な土地区画整理事業と比較すると、区域の取り方、道路・公園の設置基準等が緩和されている。

●無秩序な市街化（スプロール）

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

都市生活に必要な公共施設の整備を伴わずに、転々と農地や山林などを食いつぶす形で市街地を形成していくこと。

●面整備

市街地整備のうち、道路、鉄道、下水道などの線的な整備に対し、ある地区全体を面的に整備すること。土地区画整理事業などの手法がある。

や行

●屋敷林

農家などの北側に植栽することにより北風から家屋を守る防風機能をもった緑のこと。

●誘致圏

公共施設などを計画する際に、標準的な利用範囲として設定する距離のこと。例えば都市公園では、街区公園、近隣公園、地区公園の誘致距離の標準がそれぞれ250m、500m、1kmと定められている。

●ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者に使いやすいよう配慮をするという「バリアフリー」の概念を超えて、障害者や高齢者も含め、誰もが利用しやすいように初めから障害をつくらぬようデザイン(考案)すること。

●用途地域

住宅地、商業地、工業地など種類の異なる土地利用が混在すると、お互いに生活環境や業務

の利便に支障を来たします。そのため、それぞれの土地利用にふさわしい環境を保ち、また、効率的な活動を行うことができるよう、都市の中を区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態(建ぺい率、容積率など)を定める制度のこと。

ら行

●ライフステージ

乳幼児期、学齢期・少年期、青年期、壮年期、老年期などの生涯の各時期のこと。その他、結婚、子育て、子どもの自立といった要因による分類もある。

●ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話等、市民生活や産業活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設の総称のこと。

●緑地協定

都市緑地保全法に基づき、市街地の良好な環境を確保するために、土地所有者などが結ぶ緑化に関する協定のこと。

●緑地保全地区

都市緑地保全法に基づき、都市計画に定めることができる地域地区の一つ。都市内の緑地を適正に保全するために指定される。

●レクリエーション

余暇を使用して、運動、娯楽などを行い、心身の疲れをいやすこと。

わ行

●ワークショップ

「作業所」、「勉強会」といった意味をもつ。ここでは、「まちづくりに関心のある市民が、生活の場での身近な問題を持ち寄り将来のまちづくりを話し合いながら考えてもらう場」、「アイデアを出し合い計画づくりを行う市民の集まり」としている。

朝霞市都市計画マスタープラン
平成17年3月発行



発行 朝霞市

編集 朝霞市都市建設部都市計画課

〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号

TEL：048-463-2518（直通）

<http://www.city.asaka.saitama.jp>

R100

この印刷物は古紙の配合100%の
再生紙を使用しています

 PRINTED WITH
SOY INK

この印刷物は環境にやさしい
「大豆インク」を使用しています



埼玉県 朝霞市